

第一百二十三回

## 参議院内閣委員会議録第三号

(九二)

平成四年三月二十七日(金曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

三月十三日

辞任

篠崎

年子君

補欠選任

小川

仁一君

補欠選任

瀬谷

英行君

補欠選任

吉田

達男君

補欠選任

谷畑

孝君

補欠選任

吉田

ました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原清君) 全会一致と認めます。よつて、既に提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、岩崎総務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。岩崎総務庁長官。

○国務大臣(岩崎純三君) ただいまの附帯決議につきましては、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

○委員長(梶原清君) なお、審査報告書の作成について存じます。

〔御異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(梶原清君) 次に、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

○委員長(梶原清君) ただいま議題となりました、政府から順次趣旨説明を聽取いたします。岩崎総務庁長官。

○國務大臣(岩崎純三君) ただいま議題となりました地城改善対策特別措置法の制定以来、地城改善対策特別措置法及びそれに引き続く現行法の施行と、過去二十三年間にわたる関係諸施策の推進の結果、生活環境を初めとして対象地域の実態は相当改善され、その成果は全体的には着実に進展を見ております。

頗りますと、同和対策事業特別措置法の制定以来、地城改善対策特別措置法及びそれに引き続く現行法の施行と、過去二十三年間にわたる関係諸施策の推進の結果、生活環境を初めとして対象地域の実態は相当改善され、その成果は全体的には着実に進展を見ております。

現行の地城改善対策特定事業に係る国の財政上

の特別措置に関する法律は、昭和六十二年に一般対策への円滑な移行のための最終の特別法として制定されたものであり、本年三月末日をもつて本制訂されたものであります。

しかしながら、一部に事業の取り組みがなおお

くっている地域が見られること等により、平成四年度以降の物的な事業量が相当程度見込まれ、また、啓発等非物的な事業の面においてもなお今後とも努力を続けていかなければならない状況にあ

ります。

政府としては、昨年十一月の地域改善対策協議

会の意見具申を尊重し、このような問題の早期解

決を図るために、現行法の制定の趣旨を踏まえ、

平成四年度以降においても、真に必要な事業に

限つて国の財政上の特別措置を講じ、その円滑か

つ迅速な遂行を図ることが必要であり、このため、

この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、現行の地域改善対策特定事業のうち、

平成四年度以降においても引き続き実施すること

が特に必要と認められるものを政令で定めるほ

か、特に円滑かつ迅速に遂行されることが見込まれることといたしております。

第二に、事業に要する経費について、地方公共

団体の財政負担を軽減するため国の財政上の特別

措置を引き続き講ずることとし、現行法の有効期限を五年間延長するほか、所要の経過措置を設け

ることといたしております。

今回の意見具申で指摘されたように、政府とい

うしても、同和問題は憲法に保障された基本

的人権の問題であり、二十一世紀に差別を残して

いる所存であります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

○委員長(梶原清君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

それはこれより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷畠孝君 最初に、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改

正する法律案の審議に当たりまして一言申し上げたいと思います。

まず最初に、同和行政の性格について、答申は、

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同ください

さるようお願いを申し上げます。

次に、一般職の職員の給与等に関する法律及び

行政機関の休日にに関する法律の一部を改正する法

律案について、その提案理由及び内容の概要を御

説明申し上げます。

昨年八月七日、週休一日制について人事院勧告

が行われました。本法律案は、この人事院勧告を

踏まえ、完全週休二日制を実施するため、一般職

の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日

に関する法律について所要の改正を行おうとする

ものであります。

次に法律案の内容について、その概要を御説明

申し上げます。

第一に、一般職の職員の給与等に関する法律に

おいて、すべての土曜日は、勤務を要しない日と

勤務時間は月曜日から金曜日までの五日間に

おいて割り振ることとしております。

一九六五年に部落問題の解決は国の責任である。そういうことを明記いたしました同和対策審議会の答申を受けまして、一九六九年に制定されました同和対策事業特別措置法以来二十三年間にわたりまして、国、地方自治団体、国民の責務として部落差別の撤廃に向けた取り組みが行われてまいりました。ことに三月、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が期限切れを迎えるに至り、今回の地対財特法の一部改正案が提案されたわけでございます。

私自身、部落差別をなくすための民間組織の一員として、これまで部落差別の撤廃に向けて微力ながら活動をしてまいった者でございます。部落

差別からの完全解放を目指す我々の立場からすれば、まだまだ不満の残る一部改正法案でございますが、この法案の国会提出と本日の審議に至るまでの過程におきまして、多くの与野党の国會議員の皆さん、また磯村会長を中心とする地域改善対策協議会の委員の皆さん、また、岩崎大臣を中心とする関係各省の皆さん、地方自治団体や多くの団体、市民の皆さんの大なる御協力をいただきましたことにつきまして、心よりこの場をおかりいたしましてお札を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

部族差別からの完全解放に向かって取り組みは、今後も政府、自治体、市民の共同の責任として進めいかなければならぬと思っております。差別の完全撤廃に向け、今日を新たなスタートとしてともに取り組みを進めていくことをお誓いして審議に入つてしまいたいと思ひます。よろしくひとつお願ひを申し上げます。

まず、大臣にお伺いをしたいわけであります。

昨年の十二月の十一日の地対協意見具申、十二月の二十日の政府大綱及び本年二月十四日の現行法五年延長の閣議決定を踏まえ、今後の同和行政に関する重要な事項について、総務庁長官の考え方をお伺いしたいと思います。

まず最初に、同和行政の性格について、答申は、

べき行政であつて、過渡的な特殊行政でもなければ行政外の行政でもない。部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進をされなければならぬ。このようになつたつているわけでござります。この認識は、答申の基本的・精神として、今日おいてもさらには今後においても重要であると思うわけであります。大臣の所見をお伺いしたいと思います。

定以降今日までの二十三年間、國、地方自治團体との多くの努力によりまして、住環境を中心としてかなりの格差が解消されてきたことは事実でございます。しかし、同時に二十三年間の取り組みにもかかわらず、今日においてもなお差別が現存をしているという事実、この事実についての大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(岩崎純三君) 昭和十四年以来、國和村策事業特別措置法、地政改善村策寺別措置法

の点についてひとつ今後とも行政施策上も力点を置いていただきたい、こういうふうに趣旨を踏まえた中で意見具申がなされておる、このようにも思ふわけであります。

そこで、大臣にお伺いしておるわけですが、政府、とりわけ所管大臣である総務厅長官に真剣にひとつ考えていただきたいのは、どうすれば部落差別が撤廃できるのかということであると思います。

通じて同和問題の解決の道筋をつけられるよう、各般の施策の推進について、私といたしましても、一層の努力をいたしたいと考えております。総務庁といたしましては、二十一世紀に差別を残してはならないというかたい決意を持ちまして、同和問題の一日も早い解決に向けて関係省庁、地方公共団体、国民と一緒にた取り組みに力を尽くしてまいる所存でございます。

○谷田部善吉 今、大臣がおっしゃいましたように、

において示されました同和問題は、人類普遍の原則である人間の自由と平等に関する問題でございまして、日本国憲法によつて保障されました基本的人権にかかる課題であるとの認識のもとに、政府は昭和四十四年以来三たびにわたる特別措置法に基づき、二十三年間にわたりまして各般の施策の推進に努め、相当の成果を上げてきたところでございます。しかしながら、一部に事業の取り組みがなおおくれている地域が見られることなどによりまして、平成四年度以降の物的の事業量が相程度見込まれ、また就労対策、産業の振興、教育、啓発等非物的な事業の面におきましても、なにかとも努力を続けていかなければならぬ状況にございます。

現行の地対財特法と三たびにわたる特別措置法に基づきまして、今まで関係諸施策の総合的な推進に努め、その結果、昨年十二月の地域改善対策協議会の意見具申におきましても、同対審答申で指摘された同和地区の生活環境等の劣悪な実態は大きく改善を見、同和地区と一般地区との格差は全般的には相当程度是正され、また心理的差別につきましてもその解消が進み、その成果は全体的にには着実に進展を見て いると評価をいただいておるところでござります。

しかしながら、同意見具申では「心理的差別の解消は、同和関係者と一般住民との婚姻の増加がみられるなど改善の方向にあるものの、結婚や就職などに関連した差別事象が依然としてみられ、

確かに、同対審答申はそのための有効な方策を総合的に提案をしており、その基本的な精神は今日においてなお実効力を持つていてることも事実であります。しかし、今日の社会の多様化、国際化という変化の中では、多少間尺に合わなくなっています。ところもあり、問題解決の全能者とは言えない面もあるかと思います。

私どもも真剣に考え、検索しているのであります。その結論の一として、部落解放基本法案と、いうことで提案をしてきたわけでございますが、これとて完全無欠のものではなく、大いに議論の余地はあるかとも思います。

いずれにしましても、部落差別撤廃の問題は党利党略的な見地から論じられるべき問題ではな

二十一世紀まで部落差別を残してはならないという非常に力強い決意をいただいたわけでござります。今日、環境と人権というものが非常に大きなテーマにもなっておりまして、日本において今なお部落差別が残つておるということは、これから人権大国として進んでいこうとする日本にとって、私はそういうことはやっぱり許されるべきものではない、そういうように大臣の答弁を聞きながら今さらに決意を改め、確認をしておることころでございます。

その意味でも、大臣にお願いをしておきたいことは、我々は物的事業が特別措置として永続化することを決して望んでいるわけではないといふことである。必要なところまではやりますが、それ以上のことは、我々は物的事業が特別措置として永続化することを決して望んでいるわけではないといふことを

政局といひかしましては、時至一二月の如きが参考書  
対策協議会の意見呈申を尊重して取りまとめました  
た「今後の地域改善対策に関する大綱」に則しま  
して、現行の地対財特法の制定の趣旨を踏まえ、  
真に必要な事業に限つて財政上の特別措置を五年  
間延長することとし、地対財特法の一部改正法案  
を御審議いただいておるところでござります。

十分な水辺の新しい開拓」として、今後とも努力をしていかなければならぬ課題であると認識をいたしております。

今後とも、心理的差別の解消に向けて、啓発活動について改めて創意工夫を凝らしまして、より積極的に粘り強く推進をいたしていく所存でございます。

大臣の考え方をお伺いいたします。  
○國務大臣(岩崎純三君) 同和問題を解決し部落差別をなくすためには、我が国の社会経済の発展、  
國民的問題として取り組み、それらの関係者が立場を超えて真剣に論議を要し、一日も早い問題解決のための政策立案をする必要があるものでござります。この点について

とでござります。不要なものには止められは  
よいし、必要なものは大いにやつていこうといふ  
考え方でございます。その意味では、同和対策にか  
かわる事業は物的、非物的を問わずすべて部落差  
別撤廃のための条件整備事業であり、部落差別が  
解消すれば当然なくなるべき性質のものであるこ  
とは間違ひのないところだと考えております。

政府といたしましては、同和問題を一日も早く解決をすべきであるという同対審答申の精神を受け継ぎつつ、この問題の早期解決に向けて今後とも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○合 煙幸君 今の大臣の答弁にもありましたように、いわゆる地対財特法等を含めて部落の環境状況だとか、そういうものは非常に大きな成果も上げておるわけでありますけれども、しかし、なまざまの、結婚差別であつたり、さまざまのそういう差別事象というものは後を絶たない、こういう

国民の意識の多様化、国際化の進展の中にございまして、この問題が国民的課題として普遍化していくことが重要であると認識いたしております。すなわち、国民一人一人が同和問題をみずから課題として主体的に取り組み、国及び地方公共団体やこの問題にかかわりの深い人たちだけではなく、国民の各界各層において本問題解決のために、方策について自由闊達な議論が行われる必要性

したがつて、物的事業がかなり進捗したから一  
般対策へ移行云々とか、最終法云々とかといふこ  
とを結論として先行させるのではなく、差別をな  
くすためにはどうしたらよいのか、どうあるべき  
なのかという、国民も関係者も納得できる議論を  
十分行い、国民的コンセスサスを得ることのできる  
る政策を打ち出すことにこそ重点が置かれるべき  
だと考えるわけでございます。

題は、基本的に差別される側に問題があるので、同時に、差別は許すことのできない社会悪である。しかし、差別する人間に問題があり、そのような人間をつくり出す社会システムに問題があるといふことと、同時に、差別は許すことのできない社会悪であるという観点から、差別撤廃への方策を考えなければならぬと思うわけでございますけれども、これらのこととござります。この点をしっかりと押さえます。そこで、この点について大臣の見解をお伺いいたします。

○國務大臣(岩崎純三君) 政府といたしまして、物的、非物的な事業の両面にわたって事業の迅速な実施を行い、地域改善対策でできる限り早く目的を達成し、一般対策へ円滑に移行すべきとの認識のもとに各般の施策の積極的な推進に努め、同和問題の解決に努めてまいりたところでございまして、地域改善対策のあり方を検討するに際しまして、地域改善対策協議会においては幅広い議論が行われ、国民的コンセンサスを得ることができることで意見具申の取りまとめるに最大限の努力が払われてきましたものと理解をいたしております。したがいまして、政府といたしましては、こうした同協議会の意見具申を重要なものとして受けとめまして、これを尊重して具体的な施策を立案いたし推進してまいりました。このことは、昨年十二月の同協議会の意見具申を踏まえて政府として取りまとめた「今後の地域改善対策に関する大綱」においても同様でござります。今後とも同協議会におきましては、残された課題について幅広く議論が行われ、今後の地域改善対策のあり方にについて御提言いただけるものと考えております。

また、同意意見具申が指摘をいたしておりますように、同和問題の早期解決に向けて国民の一人一人が人権問題について一層理解を深め、みずからの人権意識を見詰め直すとともに、みずからを啓発していくことが求められております。このため、政府といたしましては、改めて国民的課題として積極的な展開を広げ、地方公共団体、国民と一緒にとなつて粘り強く取り組んでまいる所存でござい

○谷畑孝君 ぜひひとつ一体となつて頑張つていただきたい、このよう思つわけです。

さてそこで、「今後の地域改善対策について」とする地対協意見具申の中で提起されています審議する機関の問題について、今までの議論の経過を踏まえて具体的にひとつお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、全国的な規模の調査や「今後の地域改善対策の在り方について審議する機関が引き続き必要である」との指摘は、部落差別の解消のために、さらに本格の方策を審議する目的で審議機関が設置されるものだと考えますが、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(岩崎純三君) この問題につきましては今国会でいろいろと議論がございました。また、与野党間で熱心に御議論もされてきておるところでございます。私いたしましても、今後における重要な課題である、こうした認識のもとにこれまでの経過を重く受けとめまして、次のとおり考へる次第でございます。

平成三年十二月の地域改善対策協議会、この意見具申を踏まえまして、同和問題の早期解決に向けて、改めて国民的課題としての展開が重要であり、人権尊重の視点に立った取り組みが引き続き必要であることにかんがみまして、同協議会の中に心理的差別の解消に向けた啓発などのソフト面の推進、行政運営の適正化など、基本的な課題を審議するための仕組みが設けられますように、特定の配慮が行われますることを同協議会に対しましてお願ひをいたしてまいりたいと考えております。

○谷畑孝君 それでは、この問題について大臣に最後にお伺いをしておきます。

全国的規模の調査の問題ですが、地対協意見具申は、「これまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握することは重要である」、このよう指摘しておるわけでございますが、そこで、この全国の

実態調査については、今日の部落問題の精密な半状況を把握するため、総合的かつ本格的な全国実態調査を早期に実施していただきたいと思うわけでございますが、この点について、大臣のお考をお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(岩崎純三君) 政府におきましては、最近では昭和五十年、昭和六十年、同和地区的実態の把握を行つて來ております。昨年十二月の地域改善対策協議会の意見具申を尊重いたしまして、これまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するための全国的規模の調査をかかるべき時期に行なうと、いうのが政府の今日の方針でございます。

調査を行うに当たりましては、同意意見具申において指摘をされておりますように、調査結果の客觀性を保証できる実施体制、方法等について慎重に検討する必要がござります。したがいまして、検討に着手をしておらない現段階では、いつ調査を行うか、確たることは申し上げかねるわけですがござりますけれども、その検討に早期に着手をいたしまして、もちろんの条件整備をいたした上で、できるだけ早くしっかりした調査が実施できるよう努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○谷畠幸君 昨日、私もの質問の準備にかかりながら、教育テレビの人権という番組を見ておつたわけであります。水平社が結成されてちょうど七十年ということで、「人の世に熱あれ人間に光あれ」というテーマの朗誦を交えながらの教育テレビでございました。

その中で、日本の先住民族でもございますアイヌの皆さん、自分の出自といいましょうか、生き生きとした知恵を、サケの料理の仕方を含めて、自分の出生を語るということを覚えて人間性を取り戻してきました。そういうことで、自分たちの祖先が生きてきた知識を、サケの料理の仕方を含めて、生きてきた知識を、サケの料理の仕方を含めて、準備をしながら実は見ておつたわけでございま

明治四年の太政官布告、いわゆる解放令、えた  
非人の称を廃する、こういう解放令が出土されたわ  
けでございまして、そのときにちょうどこの未解  
放部落の人々に、いや、それは実は間違いであつ  
た、あの解放令は五万日の日延になつた、そ  
ういうことが言われて、これ非常に有名なことであ  
りますして、この五万日を繰っていきますと二〇〇  
八年七月の二十日、こうなつておりますて、二十一  
世紀ということにならうかと思ひますけれども、  
大臣の、二十一世紀にはこの部落差別を残さ  
ない、非常に軌を一にするものじやないか、そん  
なことを実は思つております。

未解放部落に生まれた人たちが、自分の出生を  
常に誇りを持って語れないという、ここには大き  
な悲しさがあり、部落差別の持つている重さがあ  
る、こういうふうに思つわけでございまして、私  
は、ぜひひとつこの法律を手がかりに一日も早く  
部落差別や、そしてすべての差別がなくなつていい  
くような、そういう社会になつていくことを、非  
常に決意を心新たに申し上げまして、私のこの地  
域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置  
に関する法律の一項を改正する法律案についての  
質疑を終わりたいと思います。本当にありがとう  
ございました。

それでは、私の持ち時間少しだいたいでおりま  
すので、次の問題に入つてしまひたいと思います。  
次の問題は、そのことに関連する人種差別撤廃  
条約の批准についてということで、外務省と法務  
省に幾つか質問をして私の持ち時間を終わつてい  
きたいと思っております。

一九七八年、ちょっと少し間違つてあるかどう  
かわかりません。今から十四、五年前だと思うん  
ですが、国連軍縮総会ということで私も非政府組  
織の一員というか、NGOとして初めてアメリカ  
へ被爆者の皆さんと一緒に訪れました。そのとき  
に非常に感じたことがあるんですが、今まで私自  
身、西部劇というのは非常におもしろいですし、  
夢中になつたり、そういうものを見ておったわけ

アメリカのの人たちによりまして、ホビーというアメリカのインディアン文化を守つておられる種族の村を訪れることができました。十五、六年前ですから、我々日本人がそこを訪れるということはなかつたわけありますけれども、私も初めてそのインディアンの居住の村を訪れまして、今まで私どもが見てきた西部劇だとか、そして、今日のアメリカの映画だとか、それと全く異質といいましょうか、地の果てと言われるような、ウランの出てくるようなところにあるわけですが、そこに居住区といふことで、インディアンの皆さんのが住んでおられる。

また、その長老との話し合いを、その種族の言葉を翻訳されて、また英語で語る、そういうことで会談をさせてもらつたわけであります。そこで話の中で私も非常に考えさせられたことがあるわけなんでございまして、それは、メーフラワー号に乗つてイギリスから移民がやつてきたそれ以前に我々はここに住んでおるんだ。しかも、我々はずつと歴史、伝統を守りながら、特に我々ホビーというものは平和を守る種族ということで暮らしてきたんだ。そして、やがて国ができて、その國に従えということで、我々は軍隊に徵兵された。我々はずつと祖先から平和を守るホビーという種族ということで誇りを持つておるんだということとで、それを拒否したということです。そうしたならば、牢獄に入れられた。そういうことを長老がずっと語ってくれたんです。これが一つ。

それと、二つ目は、今四百ぐらいのインディアンの種族があるというんですが、我々は同化の中で全部英語化されたり、そういうことである。しかし、今ようやく我々は気がついてきたんだ。自分たちの種族の言葉を守ろう、自分たちの民族が培ってきたよき伝統を守つていくんだということを、我々は今まで多くの皆さんと一緒にその活動をしておるんだと、そういう発言でございました。もう一つは、我々の土地を取り返したいんだと、我々の土地を何らかの形で、どんどん狹められて

「あらす見知り西。」  
〔西野喜久子〕

いまして、さんおると田撰の世界もまた。この大競技館をにぎりに楽しませてす。また、モテてきた。モテだと言われてまた楽しみてこのよう問題が、ここに生活をし、いうことにな思つわけですかそれとも

多岐多様にわたつたそういう国際化といいまして、うか、そういう問題があるのではないか。また片方では、私どもが外国に旅行しますと、どこへ行つても日本人がビジネスマンとして頑張つておられるし、また観光客もどこへ行つても、地の果てへ行つても日本人が一番多いということと同時に、日本の商品があふれておる。そういうことから見ても、やはり国際化の問題は私は非常に大事な問題だと、そういうように思うわけでございます。

そこで、外務省、法務省にお聞きをするわけでですが、まず私が今申し上げましたそういう国際化の中で、日本自身がそのことの実態をきちっと認識できるのかできないのか、私が今長々としゃべつてきた中における基本認識について、外務省、法務省の方から一言ずつ、感想でも結構ですからお答えを願いたいと思います。

○説明員(吉澤裕君) 外務省といたしましても、民族的な偏見とかあるいは民族的な憎悪というものの流布といったことが行われることは正当化されるべきことではないという基本的な認識を持っているところでございます。

○説明員(山本和昭君) 先生御指摘のように、国際化の中にあります民族的偏見とかあるいは民族的憎悪の流布というようなことが行われるべきでないという御指摘の趣旨は、まさにそのところであると、いうぐいに思います。

○谷畠秀君 日本の国もいわゆる単一民族とよく言われるわけですが、しかし、私のお話をしましたように、さまざまな歴史的過程の中で、先住民族もおられるということから見ても、やはりある特定の民族のみによって構成されているんだということだけに重点を置いて施策をすると、国際的な状況にやっぱりなかなかついていけないことがあるんじないか、そういうことを私も申し上げたいわけでございます。そういう中で、民族的偏見とか民族的憎悪の流布というものについては、これは戒めるべきものだ、そういうふうに思つておるわけでございます。

そこで次に、過日ニューズの記事を見ておりますと、アルゼンチンでイスラエルの大使館が爆破されて非常にたくさんの死傷者を出しておる、そういうふうに言われているわけでございます。この新聞の報道によりますと、この事件はネオナチズムの犯行ではないかと実は言われておるわけでございます。今日、このようにしていわゆる民族における対立だと民族における憎悪だと、こういうことが国際的な紛争において非常に今頃著に出ておると私は思うんです。ユーロニアビアにおける民族の対立であるとか、あるいは旧ソ連の崩壊の中でさまざま民族が自分たちの主張を始めていく。こうじうことで、一步理解を間違えますとこれは戦争に発展をしていくという、そういうことが僕は非常に大きな問題になつております。

これは、私どもが国連ができた背景だとか、あ

るんじやないかなと思うんです。これは、私どもが国連ができた背景だとか、あらゆるいは国際人権規約というものができた背景だとか、あらゆるものを少しひもといて見る必要も、きちんとその教訓として見ておく必要があるんじゃないかと思うんです。特に第二次世界大戦のときに、ドイツのナチのユダヤ狩りといいましょうか、ユダヤ人に対する偏見、憎悪というものによってヨーロッパにおける第二次世界大戦を引き起こしてきたと、そういう教訓の中で世界人権宣言が出てきたと、このように思つておるわけであります。

私が言いたいのは、そういうものはもう過去のものじやなくて、今日なお、また違つた意味で大きくなっておると、そういうことから見れば、この世界の安全保障という観点から見ても、私どもは理解していくことが非常に大事じゃないかと、そういうふうに思つておるわけであります、その点について一度、外務省なり法務省なり、民族間における偏見、憎悪というものは結局国際的にも、先ほど言いましたように、戦争に発展していく大きな一つの火種として今日ではクローズアップされてきている問題じやないかという認識についてどうなか、お伺いしたいと思います。

そこで次に、過日ニューズの記事を見ており

民族的対立、その場合には民族的憎悪というものが伴うこともあらうかと思ひますけれども、そういった民族的対立ということが紛争の原因の大きな一つになっているということは御指摘のとおりだと思いますので、そうしたことは十分認識していかなければいけないのではないかというふうに思つております。

○説明員(山本和昭君) 民族的偏見や民族的憎悪という問題が非常に重要な問題であるというふうに認識しております。

○谷畠孝君 もうちょっといろいろと人間の顔が見えるような話を聞きたいたるなんですかけれども、非常に簡潔なお答えだと思ひます。

そこで、具体的に人種差別撤廃条約の批准という問題ですね、これは本当に長いです。国連で提案され、そしてほとんどの国がこれを批准している、こういうような状況の中で日本が今までそれを批准していない、こういう問題でありますけれども、さきの衆議院の予算委員会では、私どもの仲間の委員の質問によりまして、渡辺外務大臣が次期の国会にはひとつ結論を出したいと、おそれを批准していく、こういう問題であります。それで、さきの衆議院の予算委員会では、私は國連中心主義とこれまでずっと言っている、この状況というのはどうなつておるでしょうか。ひとつお聞きしたいと思います。

○説明員(吉澤裕君) 先生の御指摘のありました渡辺外務大臣の答弁というのは、私どももよく承知しているところでございまして、外務省といったとしても、政府の検討が進められるよう一層の努力をしていきたい、そのように考えております。

○説明員(山本和昭君) 外務大臣の答弁につきましては、私はも承知しているところでございまして、私はも承知しているところでございまして、その点について現在検討を進めている、こういうことでございます。

○説明員(吉澤裕君) ただいま法務省からお話をありました点が、この条約につきまして非常に大きな問題の一つとなつておりますので、この問題につきましては昨年来、例えば私どももいろいろな学者の先生方との検討等を法務省と一緒にやらせていただきなど、いろいろ研究しているところでございますけれども、そうした面についての検討を、外務大臣の答弁もあつたことでございまして、このように考へておる次第でございます。

○谷畠孝君 そうすると、外務省にとって、この条約の批准について一番大きなネックになつてゐるのは、表現の自由といふところと、もう一つ、この条約の柱になつておるのはいわゆる憎悪、差別を扇動したり、あるいは人種差別を宣伝していくべきであります。

○説明員(山本和昭君) 今までの検討の過程におきまして、その点を一層検討して、本当に問題がないかどうかということを含めではつきりさせることであります。しかしながら、問題はやっぱり法務省が国内の法律との整合性の中でなかなか難しい問題があるということで、この批准ができないということだけはならぬというのが外務省の私は立場だ思うんです。しかし、問題はやっぱり法務省が國內の法律との整合性の中でなかなか難しい問題があるということと、これは批准しなければならぬというのが外務省の私は立場だと思うんです。そこで外務大臣が次の国会ではその問題をクリアすると、こうしたことだと思うんですが、どうですか、法務省の方。

○説明員(山本和昭君) この問題につきましては、先ほど申しましたようないろいろの問題点がござりますので、その点について鋭意検討しておると

○谷畠孝君 そこで、僕は思つてます。表現の自由といふことなんですが、これもやっぱり歴史的な状況によつて私はいろいろとどちら方が変わつてくると思うんです。

例えれば、戦前で言えば、軍部を中心として第二次世界大戦に突入していくに当たつて、言論を弾圧する、表現の自由を抑えていく、戦争反対など

とは言わざる、こういうような状況の中で生まれたのが憲法であり表現の自由だ、こう思つてますね。だから、少なくとも人権を擁護するといふことが基礎にあつた表現の自由だと私は思つてます。

そこで、私の経験で非常に矛盾しているなとつくづく思つるのは、昨年、ある週刊のコミックといいましょうか漫画ですね、最近非常に漫画がはやつておりますから、もうほとんどが漫画を読むんです。この漫画に本当にひどいものがたくさんあります。とりわけ現業部門の皆さんですが、学校用務員の労働組合の皆さんが非常に抗議されました。それは用務員さん、学校教育の中では用務員さんなり学校の先生とかおられるわけですが、こういう場でありますから具体的な漫画の名前は避けた方がいいと思いますけれども、もうその用務員さんの職業的差別を執拗に實いた漫画であつたわけです。だれが見てもひどいということになつた方がいいと思いますけれども、もうその用務員の労働組合の皆さんがこれに抗議するということになりまして、そしてそれを発表した雑誌社に対して抗議をしました。そして同時に、文部省と法務省に、これは私が立ち会いをしまして申し入れ等をさせてもらつたわけなんです。

そのときに、文部省と法務省が言うには、いや確かにこれはもうひどいものです。この雑誌は、それならば、これ人権についてはどうなんだと言つたら、いやもうこれは人権侵害だと。私は、せひひとつ文部省と法務省でこの雑誌社等を含めてきつと行政的に指導しろと。いや、それはできませんとなるわけです。結論的に言うと、できませんということですよ。なぜかというと、表現の自由だというんですね。

そこで、私はせひひとつこの点について、私どもはもう一步踏み出すために、一体表現の自由、先ほども言いましたように、「iran人はもういる」という話も前段に言いましたように、日本の社会も国際化社会になってきておりましてたく

さんの外国人と共生の時代に入つてきている、そこの状況の中で、さまざまの人種差別を扇動することだと、そういう表現の自由は本当にいいのかどうか、ということの議論を私はもつとやるべきだと思います。

だから、そういう意味では、人種差別撤廃条約の批准に当たつて、ただ単に外務省と法務省の部屋の中でやつてあるんじやなくて、あの脳死臨調のよう、人が生き延びるに当たつて、臓器を移植して、また新しくなつていこうじやないかと

いうことで国民的な議論を巻き起こしたようにして議論を巻き起こしていく、そうする中で国民一人一人の啓蒙ができるし、国際社会の一員として宣言になつていくんじやないか、そんなことを

私が宣言になつていくんじやないか、そのために、一日も早くこの人種差別撤廃条約をまず批准することから始めて、それ

は宣言になつていくんじやないか、そのために、一日も早くこの人種差別撤廃条約をまず批准することから始めて、それ

○谷畠孝君 これで質問を終わります。  
○喜岡淳君 社会党の喜岡です。長官によろしくお願ひいたします。

いろいろ質問通告しておつたんですが、時間の関係で二十分しかございませんので、私は週休二日制の実施時期について、その件についてのみお伺いしたいというふうに思います。

いろいろ提案されておりますように、公務員の完全週休二日制の実施については、この間十二月二十七日の閣議の決定がございました。それで各方面からも一体いつごろ行われるのだろうか、こういつたことが今国民的な大きな関心になつておるかと思います。とりわけ大臣におきましても、例え参議院の職員の皆さん方の雰囲気などについて、でもよくおわかりかというふうに思います。これ

はきのう衆議院で終りました、きょうこの参議院の内閣委員会で行われるわけありますが、成立した場合、これからどうなつていくんじやうか、きょう成立してから、この後どういうふうに完全週休二日制の実施が進んでいくのか。今一番の関心事項は、じゃ、いつ実施されるのかという

ことになりますが、この実施の時期についてお伺いしたいと思います。総務庁長官にお願いします。

○國務大臣(岩崎純三君) 国家公務員の完全週休二日制につきましては、職員の勤務条件の改善と

の基本的人権の保障との関係について慎重な検討が必要であると考えられますので、さまざま分野の方々の御意見を伺つて、いろいろな角度から

検討を行うことが重要であると考えておりますの

可能性について、大臣はどういうふうに御認識

されますか、私は可能だと思います。

○國務大臣(岩崎純三君) 今、私が法案成立後の

いろいろな作業についてある程度具体的に申し上げたわけでございますが、さらにこういう作業があ

るんだということを、ます政府委員の方から答

えますか、私は可能だと思います。

○政府委員(山田馨司君) 大臣から詳しく述べさせていただきたいと思います。

御審議をいただいておるところでございます。

そこで、いつから実施するのかということでお

りました漫画の本でありますけれども、これは委員御指摘のとおり、教師と対比させて学校用務員をべつ視している表現がなされているものであ

りまして、好ましくない内容のものであることには間違いないと私どもも認識しております。

は国民に周知をする期間が必要でございます。周知するためにはどういう広報をしたらいいんだろ

うか、ラジオ、新聞、テレビあるいはポスター、こ

ういった準備期間も必要でございますので、現在

のところいつ行うのかということについては確定

的なことを申し上げる状況には残念ながらござい

ません。今、私の置かれている立場としては、その

ようにお答えをしないところでございま

す。

ただ、総務庁といたしましては、先生からお話

のあつたとおり、昨年十一月に閣議決定されたそ

の中で平成四年度のできるだけ早い時期に実施を

する、こういう方針で閣議決定がされておるわけ

でございますので、その趣旨を踏まえまして、総務

庁もその立場に立つて最大限の努力をしてまい

ります。しかし、五月実施なら可能な限り早い時期として迫つてきました。

○喜岡淳君 平成四年度のできるだけ早い時期に

の話として、では四月一日の実施が可能なのか、

それは事務的にも不可能だろうというふうに思

われるを得ないわけです。しかし、五月実施なら可

に国家公務員と皆様のとれる形で実施に入れるようについて、いろいろなことを配慮してきております。そういう点で、先ほど大臣からお話し申し上げましたように、いろいろな関係方面との協議とありますか、実施時期についての調整が必要であるということ。それと、一般国民にとってみますれば、これまで第一、第三、まあ第五がたまにありますけれども、そういった土曜日には役所はしているということであったのが、これからは土曜日はいつも閉まるということになるわけでござりますので、その辺国民の間によく周知徹底してから実施に入る必要があるというふうに考えておりまして、広く一般国民に周知するためには、マスコミを活用した広報が必要ではないかというふうに考えております。

マスコミを利用した政府広報につきましては、総理府の広報室の方で各省庁の要望を受けまして、一、二ヵ月前から広報テーマを決めまして準備し、実施する、こういうシステムになつております。そして、そういう点で、広報に要する期間、並びにそいつた広報関係につきまして、それぞれの関係機関との連絡、調整、準備、こういったことに時間がかかるわけでございまして、五月一日実施が可能かどうかということについて、今ここでお答えすることはできないということをございます。

○喜岡淳君　今のお話、私は非常に疑問の多いお答えではないかと思います。

この新聞は、コピーですが、一九八八年十二月二十七日付の読売新聞でござります。これには、「政府広報　総務庁」、ここに広告が出ております。「国の行政機関は来年一月から第二・第四土曜日が休みになります。」「来年一月」というのは一月一日、これが出ておるのは十二月二十七日付です。三日か四日先のことでしょう。先般の四週六休土曜閉庁を行つた際、四週六休の土曜閉庁といふのは、月四回ある土曜日のうちの二回の閉庁を決めたわけですね。今度問題になつておるのは残りの二日をやろうということです。同じ問題をや

るんですよ。前回と今回と特別に何か大きなことをするようにおっしゃっていますけれども、前回、四週六休閉院を決めたとき、確かにおっしゃったようにテレビ、新聞広報をやっておられます。例えば夕刊フジ、これは十二月二十七日に出しただけじゃないですか。テレビの宣伝をやつたと言つけれども、十二月二十日から二十六日まで一週間しかやっていないじゃないですか。とにかく、四週六休をやつたときには、法案が成立したのが十二月九日、参議院本会議で可決、実施されたのはそれから一ヶ月もたたない一月一日だったはずです。

ですから、準備とか広報とかおっしゃいますけれども、やればできるじやないですか。四回ある土曜日のうち二日はもうできてるんですから、これが一ヶ月以内にやれたんですから、どうして残りの二日をするのが事務的な問題で一ヶ月以内にできないのか、ぜひそこをお答えください。大臣、お願いします。

○政府委員(山田馨司君) 昭和六十三年のことだったと思ひますので私も詳しくは存じませんけれども、あのときは秋の臨時国会に法案が提出されておりまして、その年度中に実施するという政府の方針がございました。一月から三月までの間に実施するということは決まってたわけでござります。それと、臨時国会ということでございまして、各党の御賛成がいただける法案なので、恐らく臨時国会の会期末までには成立するであろうと見込みのもとに、十二月九日のあの法律の成立する前から広報等についていろいろ関係方面と連絡いたしまして、もし法律が成立した場合には直ちに広報ができるようについてことで内々の準備を進めておつたわけです。もちろん、その場合もしだめになつた場合はということで代替案も考えてあつたわけですねども、そういうことでございます。

昭和六十三年の場合は十二月九日に法律が成立了後、一月一日実施が可能であったということです。

を処理していくだけるかどうかということもわかつておらなかつたわけでございまして、そいつた面であらかじめ法案の成立を見込んでといいますか、予想をして広報活動等についての準備に入るということが全然できておらないわけでございまして、そういう準備をこれからすることになりますので、その点が土曜閉院を導入したときと今回との違いであるというふうに考えております。

○喜岡淳君 内々に準備をして年度中にやると決めていたから早かつたんだというのは、全く説得力のない言葉だろうと思います。もう早くから、去年の夏から人事院は平成四年度の早いうちにやりなさいと、そういうた勧告をしておるんですから、準備ができるいいと言う方が職務怠慢じゃないですか。それは、あなたたちが仕事を怠けたということの今は証明になるんですよ。私はそう受けとめておきたいと思います。

それで、この五月実施が私は可能だと思います。もう一つの根拠は、困難職場と言われてきたあの病院です。病院だって一ヵ月でやっているじゃないですか。

これは平成三年三月二十八日の私が集めた新聞です。朝日新聞宮城版、毎日新聞宮城版、読売新聞仙台圏、産経新聞宮城版、この四紙を見ますと、北京大学医学部附属病院の土曜休診のいわゆるマスコミを通じた周知がついております。どの記事を読みましても、三月二十七日、東北大学医学部附属病院が来月の二十七日から土曜休診をすると発表した、こう書いてあるわけですね。つまり、あの困難職場だと言われてきた病院職場でさえ、土曜休診の問題で三月二十七日に新聞発表をして四月二十七日からは実施がされている。ですから、やろうと思えばこの困難職場の病院でさえ土曜休診を一ヵ月でできるわけです。それがどうしてほかの官執の職場で長い間かかるのが私はちよつと解せないわけです。

そういう意味からも大臣にお尋ねをしたいと思うんですが、政治判断とか何かがあるのは、そん

なものは全く別にして、事務的な問題として受けとめていただきたいと思います。今からの質疑は、事務上の処理として、もしきょううこの法案が成立をいたしますと、五月実施が事務的な上から言えれば可能なのか不可能なのか、これをお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(岩崎彌三君) 端的に申し上げますけれども、きょうもしも法律が上がる、そして先ほど申し上げたような幾つかの手順があるということになりますと、そうした事務を預かる総務省といいたしましては、仮に五月からやりますと言つて、手順が整わず周知も十分に行われず実施して国民生活の中に混乱を引きさせる、あるいは行政諸官庁の、もうろろのいろいろな業態を抱えておるわけでござりますから、そういう中に混乱が起つてしまつては、これは好ましくないことでございまので、やはり從来から二ヶ月程度の期間が必要である、こういう考え方でこの問題に取り組んでまいつたわけでございますので、現在のところいつ行つかということについては、申しわけございませんが、確たる日にちの決定については申し上げる状況にないと申し上げざるを得ないところでございます。

○喜岡淳君 二ヵ月ということが大臣の口から聞かれたわけですが、私はこの二ヵ月というのは事務的にいつどうしても理解できないわけです。

時間の都合でお願いということになるかと思いますが、ぜひ検討していただきたと思うことがあります。

一つは、各省庁は昨年十二月二十七日の閣議決定を受けてもう既に内部での準備態勢は終わっています。

二つ目に、四週六休土曜閉庁を実施した際、あのときは国会で法律が成立して一ヵ月以内の実施が行われております。つまり、月四回ある土曜日(うち二日)の閉庁が一ヵ月以内でできるおわけです。問題は残りの二日をどうするか。今までたくさんのポスターのある、周知徹底、準

備の経験もあるのにもかかわらず、なぜ今度の土曜日二日分閉庁することが一ヶ月以内にできないのか。これは全く国民には理解のできない今の御説明だと思います。困難職場の病院でさえ一ヶ月でやり切つておる、こういった事実も踏まえるならば、私は事務的な手続としては間違いない一ヶ月以内にできるだろうと思いますし、各省庁は既にその準備態勢が終わつておる。私の調べた範囲では確信を持っています。二ヶ月以内にやつたからといって問題が起きる、そういう状況ではなくて、逆にいつやるのだ、いつやるのだと、これが今職員の士気に対しても大きなマイナス要素になつておるということを大臣に申し上げまして、一言御見解をいただきたいと思います。私は実務上は五月実施が可能だと思います。

○国務大臣(岩崎純三君) 結論から先に申し上げますと、先ほども申し上げましたとおり、閣議

におきましても平成四年度のできるだけ早い機会に実施する、こういう決定をいたしておりますのでござりますから、その線に沿つて最大限の努力をいたしていきたい、こう思います。

なお、先生、私の答弁に対しまして二ヶ月とい

う言葉が出たがというお話をあつたわけでございまます、二ヶ月程度かかる、こういうことでございまますので、重ねてこの点については答弁をさせたいただきたい、かように思います。

○喜岡淳君 勧告の制度の趣旨にもかかわってま

でござりますので、平成四年度の早いうちというのは四月でございます。それが無理ならばやはり五月

にやつていただくことが、今職員の士気を高める

こと、年度末の仕事に忙殺されて、年度の初めの仕事でまた忙殺されて、まず、そういった職員に

対する最大の國としての温かいプレゼントということも忘れてもらつては困ると思うわけです。さ

らに、日本じゅうの労働時間短縮に向けたこれが大きな先導役として、今、岩崎大臣に対しても日本じゅうの期待と関心が集まつておりますので、ひとつ間違ひのないように五月実施を要望して私

の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○三石久江君 三石です。

私は、完全週休二日制問題について質問させていただきます。

日本が国全体として労働時間の短縮、週休二日制を進めていく中で、特に国家公務員の完全週休二日制は、地方公務員や中小企業の完全週休二日

制、労働時間短縮への社会機運を高めることにも

なり、一日も早い実施を望むものであります。

そこで、まず総務庁にお伺いいたします。

完全週休一日制実施に伴い解決すべき課題が幾つかありますので、これらの中身について具体的にお伺いいたしますので、易しくわかりやすく真摯な答弁をお願いいたします。

一般職給与法及び人事院規則十五一一「職員の勤務時間等の基準」ですね、これに基づく四週六休体制のもとの国家公務員の一週間の勤務時間は週休土曜日のある週は四十時間、それ以外の週は四十四時間で、交代制職場の職員については一週間当たり四十二時間と定められており、現在四週六休体制において平均四十二時間、船員等交代制職場の国家公務員は平均四十四時間となつております。

そこで、総務庁にお伺いしますが、現行の四週六休体制における国家公務員の年間勤務日数、年間休日日数及び総労働時間は何時間となつておりますか、御説明ください。

○政府委員(山田警司君) 勤務日数等につきましては、祝日と土日が重なる場合とか、年末年始の休日と土日が重なる場合とかいろいろございますので、例えれば平成四年の例をとつて申し上げますと、現在の四週六休体制のもとでは年間の勤務日数は二百七十一日になります。休日の数は九十五日でございまして、いわゆる所定勤務時間は二千六十四時間でございます。総労働時間につきましては、これにあと超過勤務時間が加わりますし、所定労働時間のうち年次休暇等の休暇をとつた時間数は減りますので、今直ちにお答えできませんけれども、所定内の労働時間はそういうことでございま

す。

○三石久江君 ただいまの御答弁によりますと、四週六休の現体制における年間勤務日数は二百七十一日、年間休日数は九十五日、そして法定勤務時間がこの資料によりますと二千二百時間、夏季休暇三日を消化すれば千九百三十六時間となると

いうことですか。

○政府委員(山田警司君) 法定勤務時間はたしか二千二百時間になると思われます。それから、休日の勤務をしない日を引きまして年間の所定勤務時間が二千六十四時間、こういうことでござります。

○三石久江君 では、完全週休二日制が実現すれば現行の年間勤務日数はどれだけ減少し、年間休日数はどれだけ増加し、勤務時間は時間短縮され、総労働時間は何時間になるのかお聞きしたいと思います。

○政府委員(山田警司君) 法定勤務時間はたしか一千二百時間になると思われます。それから、休日の勤務をしない日を引きまして年間の所定勤務時間が二千六十四時間、こういうことでござります。

○三石久江君 では、完全週休二日制が実現すれば現行の年間勤務日数はどれだけ減少し、年間休日数はどれだけ増加し、勤務時間は時間短縮され、総労働時間は何時間になるのかお聞きしたいと思います。

○政府委員(山田警司君) これも平成四年の場合でお答えいたしますと、完全週休二日制になりますと勤務日数は二十六日減つて二百四十五日になります。それから、年間の休日数はこれは二十六日ふえまして百二十一日になります。所定勤務時間は二千六十四時間から千九百六十時間へというところで約百時間減ることになります。

○三石久江君 ただいまの御答弁でありますけれども、今の答弁は公務員の目標は千八百時間ではありませんか。そのためには年次休暇二十日間を消化して初めて達成するものだと思いますけれども、いかがですか。

○政府委員(山田警司君) この所定勤務時間から年次休暇二十日分の勤務時間を引きますと千八百時間ということがあります。

○三石久江君 今の答弁は公務員の勤務の実態を正確にあらわしたものではないと思うんです。なぜなら、この年休二十日消化というのは二十日間を完全に消化した場合という単なる試算でしかなく、公務員の年休消化の実態をあらわしたものではないはずです。

そこで長官に伺いますが、完全週休二日制を実施した場合の年間所定内勤務時間の千八百時間の

前提条件の一つに、年休の日数が二十日間となつておりますが、現在、公務員の年休の消化日数は何日となつておりますか。

○政府委員(山田警司君) これは人事院の調査でございますけれども、平成二年におきまして二十日年の年次休暇のうち取得したのが十二・九日でございまして、使用率が六五%ということになっております。

○三石久江君 現在の公務員の年休消化日数が十二・九、十三日ということをもとに年間所定内勤務時間を出すと千八百五十六時間になり、夏季休暇の三日を完全に消化したとしても、年間所定内勤務時間は千八百三十二時間となります。一日八時間勤務でありますので、千八百五十六時間は七日、一週間分、千八百三十二時間は四日分の誤差が出ます。これは当然経済運営五年計画で目標としている千八百時間、また、ただいまの答弁にもあつた千八百時間にはなりません。完全週休二日制実現にたいする評価は少し甘いのではないかと思うわけです。

そこで改めて伺います。

長官、眞に公務員が千八百時間労働を確保するためにはいかなる対策を実施しなければならないとお考えですか、お伺いいたします。

○国務大臣(岩崎純三君) 完全週休二日制にあわせて超過勤務時間の短縮、また年次有給休暇の計画的な使用、こういった問題について促進をして、今後さらには努力をいたしてまいりたい、かよ

うに考えております。

○三石久江君 次に、総務庁にお伺いいたします。

平成二年十二月二十五日付の人事院の職員局長名で「年次休暇及び夏季休暇の計画的の使用の促進について」という通知が各省庁の官房長あてに出されております。これによれば、第一として、年休の使用を促進するため、業務の計画的遂行、応援体制の整備等により、年休を取りやすい環境づくりに努めよ。第二として、各職場において、個人別年休使用計画表の作成、職場の実情に応じた年休まとめ取り期間の設定などの方法により、年間

を通じた年休の計画的使用の促進を図るよう努めること。こういうことが指示されております。簡単に言いますと、十分に二十日間取りなさいと言っているわけです。

ところで、昨年十二月二十七日の「完全週休二日制の導入について」と題する閣議決定は「完全週休二日制の導入に当たつての留意点」として、「行政サービスを極力低トさせないため、事務処理体制の整備に努めるとともに、緊急時の連絡体制の確保等の各般の工夫を行ふ。」また、「現行の予算・定員の範囲内で実施する。」といったことを議で我が党の質問に対して答弁をいたしておりま

人事院の職員局長通知は年休をなるべく消化しなさいという趣旨であるのに対し、閣議決定は休むについても、たとえ週休二日制になつても行政サービスの低下はしてはならない。また、現在の予算、定員の範囲内で実施さよ」というものであつた。

この二つは相反する内容のものと受けとれるのであります。公務員の職場においては、まさに業務処理と年休消化という二つの矛盾があり、完全週休一日制を実施すれば混乱が生じることが予想されます。

お伺いいたします。  
○政府委員(山田謹司君) 今、人事院からの各省  
庁への通知のお話が出来したけれども、総務庁と  
いたしましても年次休暇の取得の促進ということ  
については、かねてから力を入れております  
毎年度、人事管理運営方針というものを各省庁の  
意向を得まして決定して、これに基づいて各省庁  
それぞれ人事管理運営を行つておるわけでござい  
ますけれども、その中の一つの項目として、労働  
時間短縮も重点項目の一つとして取り上げており  
まして、「年次休暇の計画的使用の促進」について  
も書いております。ちょっと読み上げさせていた  
ります。

年次休暇の計画的使用の促進に努める。特に、夏季休暇の前後における年次休暇の使用、年間を通じて適切な時期における年次休暇のまとめて取り等を促進し、連続休暇の普及を図る。このため、職場の実情に応じ計画を作成するとともに永年勤続表彰等の機会をとらえて年次休暇を取得することを奨励するなど休暇を取得しやすい環境作りを一層積極的に推進する。

比較的具体的に詳しく述べておきます。従来からこの年次休暇の使用率をもつと上げたいということで各省にもお願いしておりますし、各省それぞれ御努力いただいているところでござります。

したがいまして、今回の十二月二十七日の完全週休二日制実施に関する閣議決定の中にはこのことは入れてはおりませんけれども、従来から当然そういう年次休暇の取得の促進ということは進めなければならないというふうに考えております。

ただ、超過勤務につきましては、土曜日が休みになつた分超過勤務がふえるということでは勤務時間の短縮になりませんので、その点特に留意すべきだということで留意点の一つに、引き続き超過勤務の短縮に努めるということも規定しておりますわけでございます。

○三石久江君　るるお聞きいたしましたけれども、サービスの低下はさせない、予算増はない、定員増はないという三ない主義。しかし、週休二日制の完全実施になれば毎週土曜日、日曜日休めるので年休の消化が現在よりも少なくなって、千八百時間の達成は難しいのではないかと私は危惧いたしますが、いかがですか。

○政府委員(山田馨司君)　公務員の週休二日制につきましては、従来から行政サービスを極力低下させないように工夫すると、それから予算、定員の増を行うことなく現行の予算、定員の範囲内で行うというようなこと、それから先ほど申し上げました超過勤務の短縮にも努める、こういったことを留意点として進めてまいつたわけでございま

これは 基本的には民間における労働時間の短縮が、厳しい合理化努力の中で行われているということ、それから行政改革についての国民的な要請があること等を踏まえまして、政府部内でいろいろ検討を行つた結果、事務処理体制の整備、公務能率の向上によって勤務時間を短縮するのが適当であるという判断のもとに立てておった方針でございます。従来土曜日に年次休暇をとつておつた方が、土曜日休みになつたのでその分年次休暇をとる必要がなくなるので、年次休暇の取得率が落ちるのでないかというお話をございますけれども、これはそういうことのないよりに、先ほど申し上げましたように、年次休暇につきましてはこれを完全に使用するということが基本的な方針でございますので、その線に沿つて引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○三石久江君 ちょっとわからぬことがあります。すけれども、時間がありませんので次に超過勤務料

についてお伺いいたします。  
せっかく週休二日制になつても、超過勤務がふえたのでは週休二日制の意味がないと思います。完全週休二日制の実施に当たつて、従来土曜日に処理していた業務を月曜日から金曜日のウイークデーに行うことによつて超勤がふえるといったことが予想されます。現在、各省庁の平均の超勤時間は何時間になつておりますか。また、完全週休二

二日制実施に伴い、その超過勤務時間がどのよう  
に変化すると考えておられるのか、見通しの御説  
明をお願いいたします。

場によってかなり差がございまして、概に言えな  
いわけでござりますけれども、中央省庁の場合は  
月約二十時間程度の超勤があるものと思つております。

いうのも年々合理化といいますか、能率が上がってくるわけでございまして、例えば大きめに言いまして、從来からやっている古い仕事と新しい仕事と、こうありますと、新しい仕事が次々にできてくるものを消化していくということで、古くからある仕事についてはできるだけ簡素化、合理化を図り、また機械化とかコンピューターを入れると、新しい技術を取り入れるとか、そういうことによって合理化が進んで、いわゆる民間で言えば労働生産性といいますか、公務能率が上がっていくわけでございます。

これまで、四週五休制から始めて、これは四週五休制はたしか昭和五十六年から実施したと思いますが、次に四週六休制、今回完全週休二日制といふわけでござりますけれども、そういうたまり全体の期間の中で徐々に公務についての能率が上がり、從来よりも少ない勤務時間数で与えられた職務をこなしてきてる、そういうことが実態ではないかというふうに考えております。

そういうことで、今回の完全週休二日制につきましても、四週六休制を実施した後、いろいろな形で公務能率の向上を図り、特に一昨年からの交代制等職員については試行ということを行つたわけでござりますけれども、そういった中で、いろいろ工夫を重ねながら從来の定員の範囲内でこの時間短縮をこなしていくこう、こういうことで努力しておるわけでござります。

そういったことで、これまで公務能率の向上によつて勤務時間の短縮を実現してきましたし、今後もそういう方向で進まなくちやならないと思つておりますし、特にこの完全週休二日制が導入されれば、それがまた一つのきっかけとなつて公務能率の向上の努力を促進していくものになる、というふうに期待しております。

○三石久江君 今後もよく努力していただきたいと思いますが、完全週休二日制が実現したからといって、サービス低下を引きない方針のもとでは業務量が減少するわけではありません。逆に、月曜日から金曜日までに処理する一日当たりも、

は一時間当たりの業務量が増加することは間違いないでしよう。だとすると、この業務量を処理するためには超過勤務がふえるとか、非常勤職員の増員ということが起つてくることも考えられるのではないかでしょうか。

例えば、看護婦さんの週休二日制によつて、一人一時間ずつ勤務時間が少なくなつると二十名で四時間、すなはち一名の補充が必要となります。が、

○政府委員(山田馨司君) 従来からの業務量が変わらず、公務能率も変わらないとすれば、お説のとおり勤務時間が減った分何らかの形で補わなくてはならないかぬということになるわけでござりますけい

し、予算の範囲内で支給することというふうにされております。したがいまして、各省庁において當勤職員との給与の均衡を考慮し、適切に対処していくものと考えております。

○三石久江君　ただいまのお話を聞いておりますと、パート労働者、私が言うパート労働者といいますのは、いわゆる高額所得者ではなく日々パートに出でいらっしゃる女性の方、その方々のことと心配しているんですね。保障もないパート労働者にとつては生計上大変困ることになるわけですね。パート労働者には、週二時間としても四回です。一日分の収入がなくなるんです。不利にならないように、その点十分御配慮をお願いしたいと思いま

る時間がやはり増大をした。それから、若干でございますが、年次休暇の取得が困難になつたり、突然的に休暇者が出した場合に代替者を確保するというようなことが難しくなつたという状況の報告も受けております。

しかしながら、今申し上げましたように、試行の中止、打ち切りというような事態は生じておりますで、試行十二週間を経過いたしましたし、今御説明を申し上げましたように、二十五の施設では昨年の十二月の二十二日から現在なお引き続ぎ試行いたしております。

また、残りの二百二十五の施設につきましては、本年の一月十九日から三月の十四日までの八週間にの期間の予定で試行に入りました。今申し上げま

○三石久江君 次に、二つお伺いいたします。  
学校教員の週四十時間の勤務時間についてはどう  
のようになりますか。

また、本年九月から実施されるという小中高等  
学校における試行的な月一回の土曜休日と完全学業  
校週五日制とは問題は本質的に異なると考えま  
す。試行的導入は、試行ということで当事者の特  
別の配慮を集めることができる。しかし、それが  
完全週五日制として一般化したとき事態は大き  
く変わることになろうと思ひます。文部省としては  
どのように移行するつもりなのか、お伺いいたし  
ます。

○説明員(崎谷泰文君) お答え申し上げます。

政府としては、そういうことにならないようには、理化を図り、業務の簡素化を進め、機械化等も導入いたしまして、できるだけそういう形で超過勤務がふえるとか非常勤職員がふえるとかいうことにならないように対処してまいりたいというふ

うに考えております。  
○三石久江君 ちょっと今の御答弁は、何か気休めだな、甘いなというふうに感じておりますが、以上は定員内の職員についてであります。  
総務庁にもう一つ、定員外の非常勤職員につい

次に、厚生省の方に国立病院・療養所の完全週休二日制についてお尋ねをいたします。

国立病院・療養所は、昨年の九月二十九日から十二月二十一日まで全国二百五十の国立病院・療養所の一割に当たる二十五の施設の医師・看護婦等約五万三千人が完全週休二日制・週四十時間の試行に入り、現在既に終わっているのであります。が、試行を終了した現在、厚生省はどのように評価されておりますか。

したのと同じような状況ではないか。ただ、試行の中斷、打ち切りという事態は生じておりませんで、残りの二百二十五の施設につきましては三月十五日から引き続き試行をいたしておりますが、さいます。したがいまして、現在一百五十の国立病院・療養所がそういう週四十時間制の試行を行なっておるといふ状況でございます。

○三石久江君 評価は評価として、喜んで働ける職場体制づくりに今後も十分に励んでいただきたいと思います。

国公立学校の学校週五日制につきましては、本年の九月から毎月一回、毎月の第一土曜日を子供たちの休業土曜日として実施をし、段階的に進めることになつております。

これに關しまして、教職員の勤務時間の取り扱いでございますが、毎月の第一土曜日につきましては、本年九月から勤務を要しない日とすることにしたいと考えております。

なお、公務員全体につきまして週四十時間勤務制が実施されることになつた場合には、国公立学校教員の勤務時間につきましても、基本的には一

現在の日々雇用とか非常勤職員は、週休二日制によって週二時間の給料が収入減になるわけです。この対策についてどうお考えでしようか、総務庁

から国立病院・療養所の一割でございます二十五の施設につきまして、昨年の十二月二十一日までの一ヶ月間試行を行いました。そして、現在その後試行を継続いたしております。

大学病院における週休二日制の試行結果、実施の計画について御説明いただきたいと思います。

一般の公務員と同様に週四十時間勤務制にする必要があると考えておりますが、その場合の教員の週四十時間勤務制の実施方法につきましては、これまでの経験をもとに大まかに

○政府委員(山田義司君) 非常勤職員のうち、委員、顧問、参与等の手当につきましては、一般職給与法第二十二条第一項等で日額の限度額等を規定しております。今般、完全週休二日制の導入をお

当初の十二週間の試行の状況の結果でございま  
すが、試行期間中、試行の中止または打ち切りと  
いう事態は生じませんでした。が、従来土曜日に  
行つておりました食育機器等のメンテナンスま  
たは点検を行つておらず、運営の問題で、

制の見直しというのを行いまして、病棟部門と救急部門、これにつきましては土曜閉院、外来部門につきましては原則土曜閉院ということことで、昨年四月中から週四十時間労働者本割の試行と開始、

願いしていることに伴いまして、この改正法案の中で同項を改正いたしまして、限度額を改正するようお願いしているところでございます。  
委員等以外の非常勤職員の給与につきましては、一般職給与法第二十二条の第二項によりまして、各省庁の長が常勤職員の給与との均衡を考慮

当初の十二週間の試行の状況の結果でございま  
すが、試行期間中、試行の中止または打ち切りと  
いう事態は生じませんでしたが、従来土曜日に  
行っておりました検査機器等のメンテナンスまた  
は手術室の清掃というような業務を平日に行うと  
いうことにいたしましたので、平日の業務量が増  
大をしている。それから、国立の療養所におきま  
しては重症心身障害児病棟というのがございます  
が、そういうところの患者さんの食事の介助でござ  
いますとかおむつの交換、そういうものに要する

制の見直しというのを行いまして、病棟部門と救急部門、「これにつきましては土曜開院、外来部門につきましては原則土曜閉院」ということで、昨年四月中旬から週四十時間勤務体制の試行を開始いたしまして、国立大学六十六病院全病院で試行を実施し、当初の実施期間終了後も引き続き週四十時間勤務体制の本格実施時期まで試行を継続いたしておりますところをございます。

今までのところ、試行中断に至るというふうな大きな問題はないというふうに承知をいたしてお

ります。

○政府委員(増島俊之君) 平成四年度から平成八年度にかけまでの定員削減計画、新たな削減計画でございますが、第八次定員削減計画というものがスタートすることになります。

この国家公務員の定員管理の目的でございますけれども、これは歴代内閣といいますか、政府の強い方針として維持されてきているものでございますが、総数の膨張を抑制しまして、社会経済情勢の変化あるいは行政需要の動向に対応しまして、その適正配置を図ろうと、いわゆる定員削減計画といいますのは、そういうあらゆる行政部門、職種、非常に多くのいろんな職種がございますが、あらゆる職種を通じましてそういう努力を政府みずから行うという、そのための仕組みとして大変基本的な仕組みになつているものでございます。

この定員削減計画自体をつぐりますときには、いろんな職種別にいろいろ合理化あるいは効率化等によります定員削減の難易度、そういうものも勘案いたしまして決めているわけでございます。そういう積算の過程の中で、看護婦等の職務の性格上、合理化等の余地が相対的に小さい職種につきましては、いろいろ特段の配慮がなされているわけでございますが、この週休二日制の関係といいますか、週休二日制の導入そのものとして考慮されている、そういうものではございません。いわば並行して行われている仕組みであるというところでございます。

総括的に御説明しますと、大体そういうことでございます。

○三石久江君 そこで、総務庁長官に申し上げておきますが、削減計画があるから何が何でもカットすればよいというものではないと思います。人員が必要な部門には適正な人員を確保するのも国民への行政サービスであると考えます。

私は、現在過酷な労働を強いられている看護婦さんの皆さんのが完全週休二日制を実現するために、定員増も当然確保すべきであり、確保しなければならないと考えております。

人事院は、一九六五年に二人以上の複数勤務でありますけれども、国立病院あるいは療養所、国立大学病院におきます看護婦の定員につきましては、看護体制の充実を図るために、特に重点的な措置が講じられておりましたところでございました。

先ほど先生の御指摘にもありましたように、行政需要として非常に伸びているところ、必要なところ、そういうところにつきましては毎年度のいわば定員要求という形で出てきておりまして、そういうところに重点的に措置をするというのがこの基本の方針でございます。

看護婦につきましては、当然その一つでございまますので、今後とも各官庁の御要求に応じまして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○三石久江君 今後とも適切にというお言葉でございますけれども、努力をしていただきたいと思います。

最後に、人事院にお伺いいたします。

政府は、完全週休二日制を実施する前提として、行政サービスを低下させない、定員増は認めないとでございます。

○三石久江君 そこで、総務庁長官に申し上げておきますが、削減計画があるから何が何でもカットすればよいというものではないと思います。人員が必要な部門には適正な人員を確保するのも国民への行政サービスであると考えます。

私は、現在過酷な労働を強いられている看護婦さんの皆さんのが完全週休二日制を実現するために、定員増も当然確保すべきであり、確保しなければならないと考えております。

増は認めないと、いつの姿勢は見直す必要があると考えますが、昨年の八月の人勧で完全週休二日制を実施してまいりますためには、やはり何といましても国民の理解と納得を得ることがこれは肝要でございます。

翻つて、先ほどからお話をありましたように、民間企業におきましては、時短あるいは週休二日制を進めていく際には生産性向上のために懸命な努力をしておるところでございまして、こういうことを考慮いたしますと、公務におきましてもできる限りこれはやりくりを行い、定員、予算に影響を及ぼさないような努力を行うことが必要であるというふうに考えております。したがつて、導入に当たりましては、先ほどお話をありますようにOA化もその一つでございましょう。事務執行体制あるいは執行方法の見直し、それから簡素化、事務委託の推進あるいは応援体制の拡充などを徹底させることによりまして一層公務の能率の向上に努め、業務執行体制の確立に努めることができます。これは肝要ではないかというふうに思つております。

政府は即座にこの提言の全面的な実施をすべきであると想つております。

○太田淳夫君 現行法が失効する平成四年度以降、同和問題の解決に向けてどのように取り組むかという問題につきまして、地域改善対策協議会において一年にわたる精力的な御審議の結果、昨年十二月に意見具申として提出されたわけでござります。委員の先生方の御尽力は大変なものだったと深く敬意を表したいと思います。私は、この意見具申は大変画期的なものだと思っておりまして、政府は即座にこの提言の全面的な実施をすべきであると想つております。

一方、公務員の業務を見てみると、行政事務の簡素・効率化などを推進する、公務能率の一層の向上を図ると閣議決定では言つておりますが、業務量の実態は増加こそそれ減少はしていないのではないかと思つております。

○三石久江君 時間が大変気になりますて、時計を見ながら舌足らずのところがありまして、まだ何か言い足りなかつたとは思つてますけれども、これまで終わります。

○委員長(梶原清君) 午後一時五分に再開するごととし、これにて休憩いたします。

午後零時二分休憩

○委員長(梶原清君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地域改善対策特定事業による財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

具体的には、現行法制定の趣旨を踏まえ、真に必要な事業に絞って財政上の特別措置を五年間延長することとし、地対財特法の一部改正法案を国に提出し、御審議いただいているところでござります。これまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態等について把握するため、かかるべき時期に全国規模の調査を行うこととし、その実施体制、方法等について慎重かつ早期に検討す

ることとしています。三番目には、今後の地域改善対策のあり方等について審議する機関として地域改善対策協議会を存続させることとしております。四番目には、今後、就労対策、産業の振興、教育、啓発等非物的な事業に重点を置いて施策を積極的に推進することとしております。五番目には、今後の地域改善対策を適正に推進するため、各種行政運営の適正化対策に一層積極的に取り組むこととしております。

については、これまでの対策の成果として同和地  
区の実態が改善され一般地域との格差が相当程度  
是正されてきたこと等に鑑み、基本的な見直しを  
行い、真に必要な事業に限定して特別対策を実施  
すべきであり、見直しの具体的基準については六  
十一年意見書を参考とすべきである。」といふ  
提言をいただいておるわけでござります。  
これに基づきまして、政府としては先ほど申し

興、教育、啓発等非物的な事業に重点をおいた施策の積極的な推進が重要な課題である」こう提言いただいたいるわけでござります。

していくという考え方であります。が、総務庁といたしましては平成四年度予算におきまして啓発事業を積極的に推進するということとしております。総務庁関係の啓発予算につきましては、前年度に比べ一〇・九%増の七億七千三百万ほどを計上し、その充実に一層努めてまいりたい、こう思つております。

具体的な方策といたしましては、総務庁では、

政府としましては、同和問題の一日も早い解決に向けまして、関係省庁、地方公共団体等とも緊密な連絡を図りつつ積極的に取り組んでまいる所存でございます。

○太田淳夫君 本日、こうして審議を行つております改正法案は、昨年十二月の地域改善対策協議会の意見提出を尊重して講ずる法定措置であるという説明ですけれども、現行の地域改善対策特定事業のうち、平成四年度以降においても引き続き実施することが特に必要と認められる事業を五年間実施するとしております。

確かに、二十三年間の同和対策の結果、深刻な差別が依然として後を絶たないものの、同和地区の生活環境も改善されており、したがつて、事業の中には引き続き必要なものがあれば、また一般対策で十分対応できるものもあると思いま

この考え方に基づきまして、政府部内におきましては、現行の地域改善対策特定事業の見直し作業を行った結果、真に必要な事業としての現行十五事業を四十五事業に限定したところでござります。さらに、この四十五事業のうち四事業は早期に実施が見込まれるものとして実施の時期を繰り上げて設定するとともに、二十六事業は今後とも継続して実施し、十五事業は事業の内容を整理する等修正した上で実施する、こういうことにしてお

○本田淳夫君 心理的な差別の解消というのは、今後ますますその重要性を増していくものと考えますけれども、この意見具申の中でも、同和問題とは「必ずしも国民的課題として普遍化しているとはいえない」、これは極めて厳しい評価をしておりますし、その上で政府に対して、「啓発活動をより積極的に推進していくよう」に求めているわけですね。政府は、この提言を尊重して、今後どのようにこの啓発活動を開拓していくのか、これを具体的に示していただきたいと思います。

○政府委員(小山弘彦君) 啓発活動を具体的にと  
いうことでございますが、これも意見具申におま  
ましては、「心理的差別の解消は、同和関係者と

会、それから啓発地区会議の開催、啓発映画の企画制作など、それから一番目に、地方公団事業としましては、地方公共団体に対しまして講演会、研究会の開催、啓発資料の配付、テレビ、ビデオ、ラジオ、新聞という媒体を活用した一般国民を対象とする啓発活動を委託するということ、三つ目には、中央の委託事業といたしまして、中央の公益法人に対しまして啓発教材の作成配付、情報及び資料の収集、提供などを委託する、こういうことを意図しております、関係省庁、地方公団等とも緊密な連絡を図りながら差別解消のために啓発活動に積極的に取り組んでまいりました、このように思っております。

○政府委員(小山弘彦君)　昨年末にいわゆる事業の見直しを行いましたが、これはやはり昨年十一月に地対協から出されました意見具申をもとにしているわけでござります。地対協の意見具申におきましては、二十三年間にわたる特別対策について、「國民に対する行政施策の公平な適用という原則からしても、できるかぎり早期に目的の達成が図られ一般対策へ移行することが肝要である。」とした上で、「今後の対策の対象となる事業について説明を願いたい」と思ひます。

○太田徳夫君 次に、この意見具申では、「今日、物的事業が相当進捗し、これからは就労対策、産業の振興、教育、啓発等非物的な事業に重点をおいた施策の積極的な推進が重要な課題である」としてあります。私もこの差別の解消に向けてソフト面の対策の充実が不可欠だと思います。今後はこのソフト面の事業に力点を置いていくべきではないかと思うんですが、このソフト面の事業の充実にどのように取り組んでいかれる所存ですか。

○政府委員(小山弘彦君) このソフト面に関しては、物的事业が相当進捗し、これからは就労対策、産業の振

象が依然としてみられ、十分な状況とはいえない難い。」とした上で、「国際的に人権尊重思想が普及する中で、心理的差別の解消に向けて努力を重ねていくことが以前にも増して重要なってい。このため、改めて創意工夫を凝らして、啓発活動をより積極的に推進していくよう努めるべきである」とこうしております。

政府といいたしましては、この意見具申を尊重しまして、地域や対象者の実態に応じた効果的な啓発の方法、啓発活動の効果を測定する方法、地域改善啓発センターの活性化などについて検討をし

○太田淳夫君 せんだつでの衆議院の予算委員会の分科会等でも同僚委員から指摘をいたしておりましたけれども、福岡県などでは県の福祉事務所の職員が差別ビルをまいている、そういった重大な差別事件が発生しているわけですね。その他総務庁としては、今年に入つてどういうような状況にあるか掌握されておりますか。

○政府委員(小山弘彦君) 政府としましては、二十三年間にわたりまして、三たびの特別措置法に基づきまして生活環境等の改善あるいは心理的差別の解消、これに努めてまいつたところでござります。これらの対策の推進により、差別の解消につきましても着実な進展を見ているところでござき

いりますか。依然として差別事象の報に接すること  
があるのは私どもまことにやっぱり残念だと言つ  
よりほかがないところでござります。

総務庁といたしましては、従来から地域における  
公共団体の職員に対する指導者養成研修会、これ  
は先ほど申しましたけれども、具体的にはこれは

とは私ども耳にしております。それが起きたときには、地方公共団体を通して報告があるものについては私どもは把握しております。できるだけいろいろな全国的規模でも地方の実態というものを把握したい、こういうふうにふだんから思つておりますから、その情報があればぜひとも入れていただきたい、むしろお願ひしているところでござります。

て、これからは特に啓発と申しましようか、心理的差別、この点に重点を置いて同相問題解決のために努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○本田淳夫君　総務庁長官の決意のほどをお話しいただきましたので、しっかりと臨んでいただきたいということを再度申し上げておきます。

この意見具申の中で、同和地区的実態や国民の

インターバルの期間を重視するなら昭和七十年相  
当の時期ということがありますが、私は、そ  
う十年インターバルという時期にとらわれる必要  
はないと思います。ある程度早い時期に実施でき  
るように努力してまいりたい、こう思つております。

三泊四日の合宿の形で最近は開催しております。いろんな講演やらそれから意見交換やらというようなプログラムも含めているところでございまして、これまでに約二千四百人が受講しているという実績でございます。いろいろアイデアを凝らすということを実施しているわけでございます。また、国家公務員を対象とする研修につきましては、総務省としては、中央省庁に勤務する課長以上クラスの幹部職員、それから一般職員分けまして、それぞれにふさわしい研修を毎年十一月の人権週間の期間中に実施しているところでございます。その内容につきましても、講演会と啓発映画を組み合わせるなど創意工夫を凝らしているところでござります。

○太田淳夫君 新聞報道によりますと、北九州市の約一千五百世帯の郵便受けに差別ビルがまかれていたり、あるいは佐賀市とか大分県にもそういうようなことがあるという報道がされているわけです。この二十三年間、いろんな面で啓発活動を積極的にやってきたとおっしゃるけれども、それでも後を絶たないというわけですから、相当この問題については深刻に考えていただいて、同和問題の解決の第一線に立つ公務員の皆さんでございまますから、そういう方がやっているということは相当深刻に考えなければならない問題だと思いますし、どうか徹底した同和研修の強化というものを真剣に考え、取り組んでいただきたい、要望しております。総務厅長官、いかがですか。

○國務大臣(岩崎純三君) 福岡の事件につきまし

意識等について把握するため、しかるべき時期に全国的規模の調査を行うと、こうされていますけれども、一体調査をいつごろ実施されるおつもりですか。

○政府委員(小山弘彦君) 確かに、先生おっしゃいますように、昨年の意見具申におきましては、これまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するための全国的規模の調査をしかるべき時期に行うべきだと、こういうことを言われております。

それを受けまして、私どもも大綱の中でも申し上げておりますように、調査は実施すると、そのための検討をしなければならない、こういうふうに考えております。

それで、現段階におきましては、調査結果の客

の中に、この「同和問題は憲法に保障された基本的人権の問題であり、二十一世紀に差別を残してはならない」という固い決意をもって、」とあります。が、総務局長官、先ほどお話をありましたけれども、再度この同和問題の早期解決に向けての総務局長官の決意をお伺いしたいと思います。

○國務大臣（岩崎純三君） 同和問題は、我が国憲法によって保障されております基本的な人権にかかわる重要な問題である、このように認識をいたしておりますところでございます。したがつて、政府といたしましては、昭和四十四年以来二十三年にわたりまして特別措置法に基づいて関係諸施策を推進してまいりましたところでございます。

その結果、生活環境の面やあるいは対象地域の実態等々につきましては相当な効果を上げてまいり

では、先生のお話にございましたとおり、衆議院の予算委員会におきましても問題点として指摘をされたところでございます。

観性を保証できる実施体制、それから方法、それから内容等についてまず検討をしなければいけない、こういうふうに考えております。したがいまして、できるだけ早期に検討に着手するということがまず大事だと思います。客観性を担保できる

りました。そして、全体的にも大きな成果を上げておるところでございますけれども、残念ながらまだ幾つか取り残された事業も残つておるわけでございまして、平成四年度以降、物的事業につきましては引き続き取り組んでいかなければならぬ

こととか大事であるとともに、研修もまた一つ大きな大事な要素であると思つております。

○太田淳夫君 啓発活動を積極的に推進していくということで今いろいろとお話をされていました

奉仕者でなければなりません。そうした立場にあ  
る者が行つてはならない、起きてはならない差別  
事件を起こしてしまったわけでござりますから、  
極めて深刻な事件である、重大な事件である、こ

実施体制と申しますのは、その中には地方公共団体の積極的な協力、それから民間団体の協力、双方必要であります。そのような条件整備を行つた上で実施の時期を定めていく、こうすることに

し、また非物的な事業、先ほど申し上げたように、今後ともさらに努力を続けていかなければならぬ、い、そうした事業があるところでございます。そのために、政府いたしましては、昨年十二

〔政府委員（下山弘多昌）〕 告別式にござる。こういふ  
けれども、私の中申し上げましたのは、ことし福岡  
県でそういひた事件があつたですね、福祉事務所  
の職員が差別ビルをまいだということがあつた、  
そういうような状況を総務庁としては、ほかにも  
いろいろと掌握をされて、いますかということをお  
聞きしているわけです。

のようにも私は受けとめております。  
地域改善対策協議会の意見具申における結びの  
言葉の中にも、二十一世紀に差別を残してはなら  
ない、また、国民一人一人がその問題を深刻に受  
けとめて取り組んでいかなければ心理的な差別の  
解消はできないと、かように提言をいたしております。

なろうかと思ひます。さらに、その実施をするためには費用が必要でござります。その費用の手当てもしなければならないということで、もろもろの条件を整えた上で実施の時期を確定してまいります。

月の地域改善対策協議会の意見具申を尊重いたしまして、現行の地対財特法の制定の趣旨を踏まえまして、真に必要な事業に限りまして財政上の特別措置法を五年間延長することといたし、地対財特法の一部改正法案を今御審議いただいておるところでございます。そして、先ほども申し上げま

（此用者、今山強應考）差別が起るなどいふ

お決まりでございますので その趣旨を踏まえまし

に行われております。したがいまして十年という

したとおり、当総務庁といたしましては、まさに



十一億もあるというのは、これは私は大変問題であります。

それは、やはり一部残事業の残っているところが多い。さらに残事業につきまして私どもが配慮してはきちんととした基準に基づいてあいまいなものが残らないようにやるべきだと思います。どうですか。

○政府委員(小山弘彦君) 私もそのとおりだと思います。

○吉川春子君 私は、幾つかの自治体にこの問題で調査に入りました。滋賀県の日野町では、二十三年間の同和事業の成果を踏まえて、住民と自治体が一体になって感動的な同和事業の完了祭まで行っています。これは、あすに向かって豊田地区環境改善事業完了記念ということで、同和事業のおかげで地区は立派になつたというそのときに記念として出されたもので、ビデオも拝見しましたけれども、町長に感謝状まで贈つたりしてなかなか感動的なものなんです。大津市でも同和対策課を今年度いっぱい廃止して、ほとんどのものを一般行政に移行させるということにしております。

一方、大阪・福岡、この自治体では残事業として国に報告している数値は大変大きいと聞いています。自治体によってこんなにも違う。この差は一体どういうところから出でくるんでしようか。しかも残事業の数字、それだけの数字が出てくるという根拠はなぜそなるとお考えなんでしょうか。私は、地方自治体の段階でも残事業をオープンにして不明朗さをなくして、國民にわかりやすくすることが必要だと考えますが、この問題についていかがですか。

○政府委員(小山弘彦君) ただいま法律をお願いしているわけでございますが、結局、一部地域においては事業のおくれがある、これをどういう形で今後解決するかということで、私どもはこれはやはり地対協の意見具申の中にもありましたけれども、あの中では「法的措置を含め」と、こういう表現でございましたが、私どもはこの完結に向けて法的措置によりという認識でやるわけでござい

ます。

それは、やはり一部残事業の残っているところが多い。さらに残事業につきまして私どもが配慮してはきちんとした基準に基づいてあいまいなものが残らないようにやるべきだと思います。どうですか。

○政府委員(小山弘彦君) 私もそのとおりだと思います。

○吉川春子君 平成三年一月六日付で「地域改善対策の実施及び適正化について」という通達をおりましたのは、これは地元公共団体を通じて検査しながらまとめ上げたものでございまして、その方法並びに認識はそういうことで正しいんではないかと思つております。

○吉川春子君 特に地方自治体の事業運営の適正化に関する部分についてお示しいただきたいと思います。

○政府委員(小山弘彦君) 先生おっしゃいました通りに出しました。その内容はどういう内容なんですか。

○吉川春子君 通達は、これは関係省庁の局長から地方自治体あてにお出ししたものでござります。これは大きく分けますと、関係施策の見直し、個人給付的事業の適正な運営、公的施設の運営、同和問題についての研修等の拡充という、大きく四つの柱で細部に……。

○吉川春子君 事業の見直しがだけでいいです。事

こういふことでございます。

○吉川春子君 国のそういうた適正な指導が非常に求められていると思います。

それで、先ほど来問題になつております調査の件でお伺いいたしますけれども、総務庁長官は、

同和事業の効果などを認めたため全国的な調査を行いたいと言われました。それは意見具申にも書

いてあります。調査対象地域についてですけれども、現行法は新たな地区指定は行わないことを法文に明記して、現在国が把握している同和地区は三十六府県、千百二十七市町村、四千六百三地区です。もし万一千未指定地区を含めて総合的、抜本的な全国レベルの実態調査を行うということになれば、これは改正法の建前にも反しますし、かつ同和地区としての指定はしてほしくない住民たちの意向にも反することになるわけで、私どもはこういう調査を行うべきでないと考えますが、政府のお考えはいかがですか、その対象地区についてお答えください。

○政府委員(小山弘彦君) 先生おっしゃいました

ように、意見具申では、「これまでの地域改善対策の効果を測定」するということが一つ柱として書かれているわけで、私どもの大綱におきましても全く同じ認識でいるわけでございます。そのようない観点で効果を測定ということをございますから、対象地域は指定地区と、こういうことになるわけでござります。

かつ、この現行法におきましては、指定地区に

対して存在するのは一般地域でござります。仮に、

いわゆる未指定地区というものがあるとすれば、

それは一般地区的範囲でござりますから、対象に

はならない、こういうことになるわけでございま

す。

○政府委員(小山弘彦君) これは確かに調査によつて出てきた数字でございます。この数字は、いわゆる調査というものはある目的を持って数字をつくるためになされるケースが多いわけでございま

す。その結果、おっしゃいました数字が出でいる

わけでございますが、私どもはあくまで全国的な

状況を把握するということを目的としております

ので、個々の府県や市町村名については公表する

ことを考えておりません。

○吉川春子君 長々とした答弁はいいんです。自

治体の名前を言つてください、政府が調べている

んだから。

○吉川春子君 何でそんなことを言えないんです

か。じゃ、そういうふうにおっしゃるなら私の方

から言わざるを得ませんね。これは大阪のことで

す。例えば高槻、吹田、荒本、蛇草、富田林、松原、

○吉川春子君 続きまして、ちょっと個別の問題についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼ばれているわけですけれども、昨年十二月の地域改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度において事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお伺いいたします。

○吉川春子君 それは、大阪では解放会館というふうに呼

ばれているわけですが、それで、昨年十二月の地域

改善対策協議会の意見具申、また、十二月の政府

は、昭和六十一年度及び昭和六十二年度におい

て事業の見直しを行なつて、かつ、その予定のな

どして、昭和六十二年度から真に必要な事業に

限定して実施しているところである。地方公共

団体が独自に実施している関係施策についてお

和泉、浪速、西成、こういう隣保館、解放会館について特定の団体がもう恒常に、政府のあれに指摘されているよう、恒常に利用していくほかの団体には貸さないんですね。

これは、大阪の全解連大阪市協議会議長の板東勝さんという方に対してた同和対策部連絡主幹足立何がしさんの判こを押した文書を持っていてるんですけども、そこにはこう書いてあるんです。解放会館は同和問題を解決するためのセンターであり、目的に沿って住民が公正に使用するものであることは当然のことである。全解連が、市の主体性の不十分さもあり利用できないのは極めて不正常な状態であり、遺憾であると受けとめている。しかしながら、運動形態の違いなどから全解連と敵対する関係にある団体もある中で、市としては混乱が生ずると判断しており、今なお利用していただくなっている。こんなことが許されるんですか。厚生省、どうですか。

○説明員(河村博江君) 隣保館の運営実態の詳細

まで、大阪について十分承知しているわけではございませんけれども、かねてより先生の御指摘のような批判があることは承知をいたしております。わざとございます。

隣保館は公の施設でありますし、その設置目的に沿って、広く住民が公平に利用できるように中立公正な運営というのが確保されなければならぬという観点から、厚生省はこの旨機会あるごとに指導してきております。その結果、例えば恒常的使用がなくなつた事例であるとか、貸し館業務について条例改正を行い、適正化を図つた事例であるとかあるいは関係団体を網羅した協議会を新たに組織した事例とか、個別的には幾つかの改善事例を聞いておるわけござります。

しかしながら、依然として一部の地域において運営が不適正であるという批判があることも事実でございますので、さらに指導の徹底を図つたいといふふうに考えております。

○吉川春子君 総務厅長官、お伺いいたします。私が、大坂府の責任ある人にも聞いたんです。そしたら混乱が起きるからですと言ったんですね。いや、使用を申し込んでいる団体が混乱を起こすんですかと言ったら、いや、そうじゃありませんと言ふんですね。そういうわけで、一貫してどうか、かなり長い期間使用できないところが多いわけで、これは行政の中立公正という立場からよくないことはないかと思うんですが、大臣もひとつこういう点について、きちんとした立場で同和行政の立場からおやりいただきたいと思いますが、いかがでしよう。ちょっと私時間がないから大臣に。

○政府委員(小山弘彦君) ちょっとと事務的な側面がござりますので、一言だけお話しさせていただきます。

厚生省の方からもお話をありましたけれども、隣保館等の公的施設の運営に関しては、先生先ほどおっしゃいました、昨年の二月に出しました指示をおきましたが、特に特定民間運動団体に独占的に使用されている等の批判を生じないよう公正な運営に努める等、適切な施設の管理運営を指導しているところでござります。ということだけ言申上げます。

○国務大臣(岩崎純三君) 今、小山審議官からお答えを申し上げたとおり、行政の公平な適正化といたして、同和地域における改良住宅の入居問題について伺いますが、建設省お見えでしょうか。

○吉川春子君 続いて、同和地域における改良住宅の入居問題について伺いますが、建設省お見えでしょうか。

○吉川春子君 この実態をもうちょっと詳しくつかんでいただきたいと思うんです。今言つただけではつかみ切れないと思いますけれども、つかんで、もし不正常な形であれば是正してくれますね。どうですか。

○説明員(浅野宏君) 大阪市におきましては、相当な大きな事業主体でございますので、毎年相当数の公営住宅関係の入居を実施されておるというふうに考えておりますが、従来より入居に関しましては、法律等の規定に従いまして厳正にやるよう指導をしてきているところでござります。

ただいま個別、具体的のケースということで御指摘いただきましたので、ちょっとと詳細承知しております。もしかして、市の方に対し照会いたしましたので、ちよつと詳しい御情報を把握してみたいと思います。

○吉川春子君 それから、入居基準なんですが、どちらも、これも私直接聞いてきたんですが、改良住宅の入居手続について、大阪府下の市町村では住宅要求・受給者組合に入ることが一つの入居要件

等の公的施設の運営につきましては、特に特定の民間運動団体に独占的に使用されている等の批判が生じないよう公正な運営に努める等、適切な施設の管理運営を指導しておるというところでござります。

今後の地域改善対策の適正化あるいは適正な推進を図つていくためには、幅広い国民的なコンセンサスを得ることが重要でござりますので、行政運営を行つとともに、これまでに先生から御指摘のあつたような問題点を是正していくことが必要であり、各種行政運営の適正化対策にさらに一層新たな地対財特法の一部改正法案もきょうの御審議をいただいて成立ができましたならば、懸念を取り組ませていただきたい、いや取り組んでいかなければならぬであろう、このように考えております。

○吉川春子君 この実態をもうちょっと詳しくつかんでいただきたいと思うんです。今言つただけではつかみ切れないと思いますけれども、つかんで、もし不正常な形であれば是正してくれますね。どうですか。

○説明員(浅野宏君) 大阪市におきましては、相当な大きな事業主体でございますので、毎年相当数の公営住宅関係の入居を実施されておるというふうに考えておりますが、従来より入居に関しましては、法律等の規定に従いまして厳正にやるよう指導をしてきているところでござります。

ただいま個別、具体的のケースということで御指摘いただきましたので、ちよつと詳しい御情報を把握してみたいと思います。

○吉川春子君 それから、入居基準なんですが、どちらも、これも私直接聞いてきたんですが、改良住宅の入居手続について、大阪府下の市町村では住宅要求・受給者組合に入ることが一つの入居要件

たように、小集落地区等改良事業におきましては、いわゆる面的整備事業という形で地区内の不良住宅をいわば買収除却をいたしまして、その際、そこに住まいの方で、住宅に困窮する者を基本的には入居させるために建設をするという性格の住宅になつてございます。

ただいま御指摘の大阪市の事例でござりますが、そのためには建設をし入居させるということになりますので、基本的には改良住宅の入居者になるわけでござりますが、ただ、いろんな事情がございまして、事業の進捗状況等個別の事情が地区によつてございますが、その際に空き家といいましょうか、入居をしなくなった場合、こういう場合を想定いたしてございますが、その場合には、いわゆる公営住宅法の入居の規定を適用いたしまして、いわば当初予定いたしました方でない方を入居させることができるようになつてござります。多分、今御指摘の点は、そういう方を入居させたのではないかというふうに推察いたしてござります。

○吉川春子君 この実態をもうちょっと詳しくつかんでいただきたいと思うんです。今言つただけではつかみ切れないと思いますけれども、つかんで、もし不正常な形であれば是正してくれますね。どうですか。

○説明員(浅野宏君) 大阪市におきましては、相当な大きな事業主体でございますので、毎年相当数の公営住宅関係の入居を実施されておるというふうに考えておりますが、従来より入居に関しましては、法律等の規定に従いまして厳正にやるよう指導をしてきているところでござります。

ただいま個別、具体的のケースということで御指摘いただきましたので、ちよつと詳しい御情報を把握してみたいと思います。

○吉川春子君 それから、入居基準なんですが、どちらも、これも私直接聞いてきたんですが、改良住宅の入居手続について、大阪府下の市町村では住宅要求・受給者組合に入ることが一つの入居要件

になっています。そして、その組合に入ることによって同和事業の目的に賛同することを確認するところも、解放運動への意識・意欲を涵養することにあるんだと、そういうものに熱意を持つているかどうかが入居基準なんだということを市の当局がはつきり私にもおっしゃるんですね。公営住宅の入居基準として、こういうものを設けることについて建設省はいかがお考えですか。

○説明員(浅野宏君) 公営住宅の入居者資格につきましては、少なくとも三つの要件が必要だということになつてございます。一つは、原則的に同居家族があること、二点目は政令で定める収入があること、それから三点目は住宅に困窮していることというのが基本的な要件ということで定めてございますし、特定目的公営住宅の場合につきましては、それ以外にその特定目的のための要件を満たす必要があるわけでございます。そういう意味で、そういう要件を踏まえまして、基本といふたしまして各事業主体の方で具体的な入居の決定をするということになるわけでございますが、大阪市の例につきまして、御指摘のような内容の入居基準が定められているというふうには承知しておりません。

○吉川春子君 じゃ、御承知なさってないんだつたらば、そういうふうになつていますので調べていただきたいと思うんです。入居の申請も直接市に届かないで、いろいろな複雑な経緯をたどらないと届かないということにもなつていますので、そういう点について、建設省が今おっしゃったような入居基準になつてているのかどうかきちんと調査をお願いします。一言でいいです。してくれますか。

○説明員(浅野宏君) 市に照会いたしたいと思います。

○吉川春子君 時間がなくなりました。あと週休二日制の問題についてお伺いしたいと思います。

まず、二つまとめて聞きますので、大臣よろしくお願ひします。

一つは施行日についてなんですかけれども、さつ

きからお話がありますように、いつから実施するかということは非常に重要なことです。それで、前回の四週六休のときには、例えば成立日が昭和六十三年の十二月九日、公布日が同じく六十三年の十二月十三日、施行日が六十四年の一月一日。だから三週間足らずで実施にこぎつけているという状況があります。私は、二月に岩崎長官に御都合づけていただけでお願い伺つたときに、周知期間は最低一ヶ月かかるというふうにおっしゃいました。一ヶ月程度かかるというふうにおっしゃいました。いろいろな話の途中ですね。それで、一ヶ月かかつてない例もあるので、しかも時短ということがございますし、特定目的公営住宅の場合につきましては、それ以外にその特定目的のための要件を満たす必要があるわけでございます。そういう意味で、そういう要件を踏まえまして、基本といふたしまして各事業主体の方で具体的な入居の決定をするということになるわけでございますが、大臣の御指摘のような内容の入居基準が定められているというふうには承知しております。

と

こととの兼ね合いもあり、できるだけ早く実施していただきたい、その周知期間の問題とあわせてお答えいただきたいと思います。

そしてもう一つは、時間の関係で続けて質問しますが、交代制勤務の職場の完全週休二日制の実施というものは、本当に住民にも公務員労働者にもなかなか重大ですね。特に、運輸省の地方空港の航空管制所、気象庁の地方気象台、国立病院など大変なんですね。例えば、気象台は常時監視、観測、予報、注意報、警報の発表など二十四時間体制でやつていて、国民生活にとっても大変重要なものですが、これが三名四交代の体制になつてゐるわけです。現在は四週六休だけれども、これを四週八休へ完全に移行すると職員に大きな労働を強いることになるわけですね。勤務体制そのものを崩してしまつかもしれない、そうすると国民へのサービスという点にも問題が出てきます。政府は予算、定員の増員なしでかつサービスを低下させないという魔法みたいなことをやろうとしているんですが、それはもうとてもできないことで、

とんでもないことだと思うんです。

それで、大臣、職員、労働者の犠牲なしでやるには増員しかないんじゃないかと思うんです。当面

可能な対処をするために関係の労働組合の意見、要求に十分耳を傾けて実施していただきたいといふのが、第二点目の質問です。

○國務大臣(岩崎純三君) たしか、東中先生と一緒にありますと、学識経験者とかあるいは行政

緒にお見えになつたかと思います。そのときいろいろと話をしておつたその前後の言葉の中で、周知期間については約一ヶ月ほどかかる、周知期間の前、法律が上がつた後、広報をするための準備期間が約一ヶ月必要でございます。大体二カ月ぐらいいかかるんじやないだろうか。こういうことは先ほど太田先生に御答弁申し上げた、喜岡先生にも御答弁申し上げた内容でございまして、その点について、あのとき時間も少のうございましたから、かかるんじやないだろうか。こういうことは明らかに理解をしていただきたい、かようになります。

と

それから、交代制勤務職員、特に気象庁等々十四時間体制である、増員なしにできるんだろうかどうかということをございますけれども、閣議においても一つは、時間の関係で続けて質問しますが、交代制勤務の職場の完全週休二日制の実施というのは、本当に住民にも公務員労働者にもなかなか重大ですね。特に、運輸省の地方空港の航空管制所、気象庁の地方気象台、国立病院など大変なんですね。例えば、気象台は常時監視、観測、予報、注意報、警報の発表など二十四時間体制でやつていて、国民生活にとっても大変重要なものが、これが三名四交代の体制になつてゐるのですが、これが三名四交代の体制になつてゐるわけですね。現在は四週六休だけれども、これを四週八休へ完全に移行すると職員に大きな労働を強いることになるわけですね。勤務体制そのものを崩してしまつかもしれない、そうすると国民へのサービスという点にも問題が出てきます。政府は予算、定員の増員なしでかつサービスを低下させないという魔法みたいなことをやろうとしているんですが、それはもうとてもできないことで、

とんでもないことだと思うんです。

それで、大臣、職員、労働者の犠牲なしでやるには増員しかないんじゃないかと思うんです。当面

可能な対処をするために関係の労働組合の意見、要求に十分耳を傾けて実施していただきたいといふのが、第二点目の質問です。

と

○國務大臣(岩崎純三君) たしか、東中先生と一緒にありますと、学識経験者とかあるいは行政

緒にお見えになつたかと思います。そのときいろいろと話をしておつたその前後の言葉の中で、周知期間については約一ヶ月ほどかかる、周知期間の前、法律が上がつた後、広報をするための準備期間が約一ヶ月必要でございます。大体二カ月ぐらいいかかるんじやないだろうか。こういうことは明らかに理解をしていただきたい、かようになります。

それから、交代制勤務職員、特に気象庁等々十四時間体制である、増員なしにできるんだろうかどうかということをございますけれども、閣議においても一つは、時間の関係で続けて質問しますが、交代制勤務の職場の完全週休二日制の実施というのは、本当に住民にも公務員労働者にもなかなか重大ですね。特に、運輸省の地方空港の航空管制所、気象庁の地方気象台、国立病院など大変なんですね。例えば、気象台は常時監視、観測、予報、注意報、警報の発表など二十四時間体制でやつていて、国民生活にとっても大変重要なものが、これが三名四交代の体制になつてゐるのですが、これが三名四交代の体制になつてゐるわけですね。現在は四週六休だけれども、これを四週八休へ完全に移行すると職員に大きな労働を強いることになるわけですね。勤務体制そのものを崩してしまつかもしれない、そうすると国民へのサービスという点にも問題が出てきます。政府は予算、定員の増員なしでかつサービスを低下させないという魔法みたいなことをやろうとしているんですが、それはもうとてもできないことで、

とんでもないことだと思うんです。

それで、大臣、職員、労働者の犠牲なしでやるには増員しかないんじゃないかと思うんです。当面

可能な対処をするために関係の労働組合の意見、要求に十分耳を傾けて実施していただきたいといふのが、第二点目の質問です。

と

○國務大臣(岩崎純三君) たしか、東中先生と一緒にありますと、学識経験者とかあるいは行政

緒にお見えになつたかと思います。そのときいろいろと話をしておつたその前後の言葉の中で、周知期間については約一ヶ月ほどかかる、周知期間の前、法律が上がつた後、広報をするための準備期間が約一ヶ月必要でございます。大体二カ月ぐらいいかかるんじやないだろうか。こういうことは明らかに理解をしていただきたい、かようになります。

それから、交代制勤務職員、特に気象庁等々十四時間体制である、増員なしにできるんだろうかどうかということをございますけれども、閣議においても一つは、時間の関係で続けて質問しますが、交代制勤務の職場の完全週休二日制の実施というのは、本当に住民にも公務員労働者にもなかなか重大ですね。特に、運輸省の地方空港の航空管制所、気象庁の地方気象台、国立病院など大変なんですね。例えば、気象台は常時監視、観測、予報、注意報、警報の発表など二十四時間体制でやつていて、国民生活にとっても大変重要なものが、これが三名四交代の体制になつてゐるのですが、これが三名四交代の体制になつてゐるわけですね。現在は四週六休だけれども、これを四週八休へ完全に移行すると職員に大きな労働を強いることになるわけですね。勤務体制そのものを崩してしまつかもしれない、そうすると国民へのサービスという点にも問題が出てきます。政府は予算、定員の増員なしでかつサービスを低下させないという魔法みたいなことをやろうとしているんですが、それはもうとてもできないことで、

とんでもないことだと思うんです。

それで、大臣、職員、労働者の犠牲なしでやるには増員しかないんじゃないかと思うんです。当面

可能な対処をするために関係の労働組合の意見、要求に十分耳を傾けて実施していただきたいといふのが、第二点目の質問です。

と

○國務大臣(岩崎純三君) たしか、東中先生と一緒にありますと、学識経験者とかあるいは行政

緒にお見えになつたかと思います。そのときいろいろと話をしておつたその前後の言葉の中で、周知期間については約一ヶ月ほどかかる、周知期間の前、法律が上がつた後、広報をするための準備期間が約一ヶ月必要でございます。大体二カ月ぐらいいかかるんじやないだろうか。こういうことは明らかに理解をしていただきたい、かようになります。

それから、交代制勤務職員、特に気象庁等々十四時間体制である、増員なしにできるんだろうかどうかということをございますけれども、閣議においても一つは、時間の関係で続けて質問しますが、交代制勤務の職場の完全週休二日制の実施というのは、本当に住民にも公務員労働者にもなかなか重大ですね。特に、運輸省の地方空港の航空管制所、気象庁の地方気象台、国立病院など大変なんですね。例えば、気象台は常時監視、観測、予報、注意報、警報の発表など二十四時間体制でやつていて、国民生活にとっても大変重要なものが、これが三名四交代の体制になつてゐるのですが、これが三名四交代の体制になつてゐるわけですね。現在は四週六休だけれども、これを四週八休へ完全に移行すると職員に大きな労働を強いることになるわけですね。勤務体制そのものを崩してしまつかもしれない、そうすると国民へのサービスという点にも問題が出てきます。政府は予算、定員の増員なしでかつサービスを低下させないという魔法みたいなことをやろうとしているんですが、それはもうとてもできないことで、

とんでもないことだと思うんです。

それで、大臣、職員、労働者の犠牲なしでやるには増員しかないんじゃないかと思うんです。当面

可能な対処をするために関係の労働組合の意見、要求に十分耳を傾けて実施していただきたいといふのが、第二点目の質問です。

と

○國務大臣(岩崎純三君) たしか、東中先生と一緒にありますと、学識経験者とかあるいは行政

側というメンバーで構成されているわけなんですね。そういう意味で、もう少し幅を広げていくといふ御趣旨であれば、しかも國民と一体となって幅広い意見を求めていきたいというのであれば、幅広い意味合いに沿えるように委員の人選というのも考えていいかなきやいかないんではないかと思うんですね。例えば、こういう同和問題に取り組んでいる民間の皆さんもいるでしょう。あるいは私どもの立場からいえば、野党連絡協議会といふのもありますかね、例えばの話が。そういうふうにいろんな各方面の意見が吸い上げられるような、そうした中でもってこの問題と一緒に考えていく、解決していくくという意味合いにおいての委員の選任ということを、これから審議会なりあるいは協議会の設置、その委員の構成、そういうものをどういうふうに考えていらっしゃるか、先ほど来の答弁を聞きながらそんなことを思つたものですから、お伺いしたいと思うんです。

○政府委員(小山弘彦君) 先生おっしゃいますよ

うに、地域改善対策協議会、これは今後存続する

と、こういうふうに大綱においても決めたところ

でございます。

この協議会の委員につきましては、これも先生おっしゃいましたように、学識経験のある者、そ

れから関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣の任命ということになつております。学識経験

委員及びその関係行政機関の職員につきましては、從来から地域改善対策を推進する上で見識を有する方々を幅広く選任してきております。これ

は実績でござります。今後ともそのような基本的な方針は続けてまいりたい、こう思つております。

一方、委員の人選に当たりましては、関係方面から要望があれば、これは御要望はお聞きすると

いうことは私どもやぶさかではございません。た

だ、最終的には任命権者が判断する、こういうこ

とになつておりますので、そのところは御理解いただきたいと思います。

○磯村修君 今のお話ですと、なかなか理解しにく面もあるんですけども、とにかく、先ほど

いたしましたが、その結果、昭和六十二年三月末日でござりますが、四千六百三という数字になつておきました。それから今、同和の例えれば改善事業の対象地区

の最後のときまでござりますが、四千六百三という

数字になつております。ただ、この四千六百三とい

う数字は、その一年前六十一年の三月末日で四千六百三、こういう数字になつたわけでござい

ます。その後の一年の間は希望の地域がゼロで

あつた、こういうような民意尊重の立場を貫きな

がらやってきて、そこで門を開じた、そういうこ

とでござります。

さて、それからは事業の完結、差別の解消に向

けていくんだ、こういうことで、現行の地対財特

法のもとでその差別解消へ向けて物的面、それか

ら心理的面の努力をしてまいつたわけでございま

すが、先ほど来ていましたように事業の中では、残

して承知しているとするならば一般事業の中では、残

事を確実に遂行してほしい、こういうふうな意見も

あるわけなんですけれども、そつた未指定地域の問題、も

しょしけれども、そつた未指定地域の問題、も

しょしけれども、そつ

いと思うんですけれども、先ほど長官は週休二日制の問題につきまして、ゆとりの実現という意味からいって望ましい法案である、実施の時期は関係省庁の意見調整といいましょうか、そういうことも必要になつてくるというふうな趣旨のことを言わされました。

そこで、二ヶ月程度の準備期間を置いて実施したいというわけでありますけれども、年度内にこの法案が公布されれば六月ごろから実施できるんではなかろうか、こういう考えも先ほど来ていましたね。そしてまた、法案の成立の予測がなかなかできなかつたしたがつて隔週二日の法改正の場合の準備期間一ヶ月というふうな状況とは違うんだというふうな発言もありました。

そこで、まず伺っておきたいことは、各省庁間

○政府委員(山田謙司君) 先ほど大臣からお答えの意見調整ということを言われているんですけれども、どういうことを意見調整するんですか、具体的には。

いたしましたように、各省調整のほかに国会とか裁判所とか他の国家公務員、行政機関以外の国家公務員についての問題もござります。

名簿調整について申し上げますと、各書それをいろいろ業務の実態が違つておりますて、例えれば交代制の勤務職員が多いところとか、そういうところにつきましては、これから週四十二時間

体制から週四十時間体制へということで交代制勤務を組みかえなくちやいかぬわけですね。その辺をどういう区切りでやっていくのかというふうな問題を抱えているところもございます。

それと、自治省は地方自治体について責任を負つておるわけでございまして、地方自治体もでござるだけ国家公務員と足並みをそろえてやりたいという御希望もございますし、その辺、実際に法律が成立した後、地方はそれぞれ条例で定めて週休二日制を実施していくわけでござりますけれども、その辺の準備状況がどうかとか、その辺については自治省を通じて地方自治体の状況について把握する必要がございます。

それと国会は、国会の職員が完全週休二日制になりますと、国会の審議は別にいたしまして、例えば議員会館が土曜日は閉まるとかいろいろな問題があると思いまして、この辺は衆参それぞれの議運で検討されることであると思ひますけれども、その辺もまだこれから、行政機関だけいつやるかということじゃなくて、国会の職員もあわせで一緒にやろうということになりますと、国会とも御相談しながらやつていかなくちゃならぬ。それから、裁判所につきましても、土曜日裁判所が閉まるということになりますいろいろございまして、そういう点も調整が必要だと。

そういうことでございまして、必ずしも行政機関内部だけの調整ということじやございませんで、国会や裁判所、地方自治体、そういった関連についていつから実施しようかという相談をしなければならない、こういうことでございます。

○磯村修君 今おっしゃられたように、いろんな手続あるいは意見調整というものがあるということなんですがれども、既に八月に勧告があつたわけですね。ですから、今日に至るまで週休二日制になるんだということはもう全くそういう方向で進んでいるわけですから、この法案の公布をめぐって、成立をめぐっての、待つて云々ではなくて、勧告のときから既に中央省庁ではそれなりの段階を踏んでおれば、成立と同時にいつからといふふうな答えるも出でてくるはずだと思うんですね。

そういう意味合いにおいて、私はこの週休二日制の実施について、厳しい言葉で言えば怠慢じゃないか、こういうふうな感じがするんです。例えば、話は違いますけれども、PKO法案も成立していないのに防衛庁では既にPKOに貢献するスタッフをそろえた準備室をつくるとか、そういう既に先を見越したような形でもつて動いていると、いうふうなことも聞かれるわけですね。

そういう意味合いから考へても、やはり公務員の週休二日制というのは大変社会に及ぼす影響も経済的な面からもいろんな面からも大きいわけです。しかも、こういうふうに景気が減速している

状況については早く成立させた方がいいわけですから、そういう意味合いにおいても、やはり政府としても勧告に入つてやるべきではなかつたか。そうすれば今になつてああでもないこうでもない細かい説明を聞かなくて済む時間は省ける、こういうふうなことが考えられるんですね。

そこで、例えば人事院勧告どりに週休二日制を実施していく、そういう場合、時期としていつごろからやれば実際人事院勧告に沿う答えになるのか。あるいは政府が閣議でもつてできるだけ早い時期、平成四年度のできるだけ早い時期とておりますけれども、そのできるだけ早い時期というのは、言ってみればいつから実施すればできるだけ早い時期に相当するのか、答えるとなるのか、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(岩崎純三君) 大変判断に苦しむ、答弁に苦しむ御質問でございまして、今、みずから同時に、受けたと同時にその辺の準備段階に入つてやるべきではなかつたか。そうすれば今になつてああでもないこうでもない細かい説明を聞かなくて済む時間は省ける、こういうふうなことが考えられるんですね。

意見の出たように、行政サービスを可能な限り低下させない、予算、定員の増を伴わない、しかも民間の労働時間の短縮が大変な合理化努力の中で実現した、だからお役所が単純に、完全週休二日制になつたんだから甘えて予算もふやしてもいいよ、人員をふやしてもいいよ、サービスが低下しないきやいいんだということではいかぬというようなことがございまして、かてて加えて、交代制等勤務職員の試行もしていかなきやならない。

それで、八月に御勧告いただいたわけでござりますが、十二月に闇議決定せざるを得なかつた。そういう作業もあつたわけでございまして、決して私どもとしては怠けておつたつもりはございません。

状況については早く成立させた方がいいわけですが、から、実施した方がいいわけですから、そういう意味合いにおいても、やはり政府としても勧告してやるべきではなかつたか。そうすれば今になつてああでもないこうでもない細かい説明を聞かなくて済む時間は省ける、こういうふうなことが考えられるんですね。

そこで、例えば人事院勧告どおりに週休二日制を実施していく、そういう場合、時期としていつごろからやれば実際人事院勧告に沿う答えるになるのか。あるいは政府が闇議でもつてできるだけ早い時期、平成四年度のできるだけ早い時期と言つておりますけれども、そのできるだけ早い時期というのは、言ってみればいつから実施すればできるだけ早い時期に相当するのか、答えとなるのか、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(岩崎純三君) 大変判断に苦しむ、答弁に苦しむ御質問でございまして、今、みずからお心に言い聞かせながらだしていただきたいわけですが、平成四年度のできるだけ早い時期、早いのか遅いのか、まず真ん中をとつてその前にするのか後にするのかが、早いか遅いかという一つの物差しになるんではなかろうかと、こう考えております。それから、できるだけ早い時期というのは、やはり平成四年度を迎えた四月一日、これになるべく近い方が早い時期になるという物差しもあるだろうと、こう思つております。

そういう中で、ただいま総務庁として、周知期間やあるいは広報等々でこれだけの時間がかかるというようなもの踏まえつつ、おのずからその中で答えが出てくるんではなかろうかなというふうに考えておるわけでございます。

ただ、総務庁急げておつたんじやないかと、こういうおしゃかりの言葉があつたわけでございますけれども、八月に勧告が出されて十二月に闇議決定いたしたわけでございますが、その間では、総務庁はもちろんでございますが、各省庁にも関係団体の完全週休二日制についての意見の聴取をい

たしたわけです。その大要が、先ほどいろいろ御意見の出たように、行政サービスを可能な限り低くさせない、予算 定員の増を伴わない、しかも民間の労働時間の短縮が大変な合理化努力の中で実現した、だからお役所が単純に、完全週休二日制になつたんだから甘えて予算もふやしてもいいよ、人員をふやしてもいいよ、サービスが低下しないきやいいんだということではいかぬというようなことがございまして、かてて加えて、交代制等勤務職員の試行もしていかなきやならない。

それで、八月に御勧告いただいたわけでござりますが、十二月に閣議決定せざるを得なかつた。そういう作業もあつたわけでございまして、決して私どもとしては急げておつたつもりはございません。

○磯村修君 先ほど私、完全週休二日制というのには、今の経済の状況から見ても早期に実施すべきである、こういうふうに申し上げたつもりなんですが、それども、例えば労働省の資料によりますと、完全週休二日制を導入すれば、内需の拡大効果といふものが平成元年の例をとつてみると、五兆七千億円余りの内需拡大効果が出るんだというふうな数字が出てるんですね。したがいまして、こういう数字をもとにして計算してまいりますと、就業人口六千百万人のうちの公務員が四百五十万人ということであつて、完全週休二日制の実施が一ヶ月早まる、大体三百五十億くらいの内需拡大の効果が生じるんだというふうな数字にもなるようなんですねけれども、そういう意味合いにおいて大変経済が減速、景気が減速している中で、大型補正予算も必要になつてくるんではなかろうかというふうな考え方も出てくるわけなんですねけれども、それだけの内需拡大効果というものが生ずるには、大体公共事業の投資の場合、百七十億くらいの公共投資が必要になつてくるということにもなるわけですね。言いかえてみれば、公務員の完全週休二日制の実施が早まれば早まるほどやはり効果がアップしてくる、こういうふうな

ことも考えられるわけです。

そういう意味合いにおいて、経済、景気対策あるいは一方は貿易黒字という問題もございます。そういう意味合いにおいても、内需の拡大といふものが一層要請されてくる。そういう状況の中での週休二日制であるということを考えれば、やはり週休二日制というのを早く実施することによって、労働者の皆さんが求めていた、いわゆるゆとり、豊かさとか、あるいは景気対策、さらには国際的な貢献と申しましょか、それにもこたえていける。こういういわば三つそろった効果を持つことができるんだということにもなるわけです。

そこで、最後に総務庁長官、その辺の決意、考え方をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(岩崎純三君) 金額の問題はともかくといたしまして、完全週休二日制を実施することについての各方面に及ぼすいい意味での波及効果、先生まさにおっしゃるとおりでございまして、私も同意でございます。そのため何度も決意をここで表明いたしておりますけれども、平成四年度のできるだけ早い時期に実施をするよう最大限の努力をいたしていきたい、かように考へるわけであります。

○磯村修君 終わります。

○田淵哲也君 まず、週休二日制の問題でお伺いしたいと思います。

最近の傾向として、日本人は働き過ぎである、労働時間が先進国に比べて長い、そういうことで民間においても時間短縮というのが大きな課題になつておるわけです。ことしの春闘を見ても極めて不況の中で厳しい状況といながらも、時間短縮につきましては労使の交渉に比較的前進が見られただといふことを言われております。さらに、もう既に金融機関は大分前から週休二日制を実施しておりますし、それから民間でも大企業は週休二日制を実施しておるところが非常にふえております。そういう点からすると、公

務員の週休二日制の実施もまさに時宜を得たといえます。

ただ、そういうムードだけで簡単にいいわけないで決めるべき問題ではないと私は思っています。

やはり公務員の場合は、もう時間短縮にしてもやつぱり官民歩調を合わせてやるということが非常に重要である。それから、賃金の面でも公務員の賃金は民間準拠ということが非常に厳しく言われてきておるわけです。労働時間においても、その基本的な考え方方は同じであろうと思います。

ただ、この公務員の週休二日制に当たって、民間との労働時間との比較ということが私はどうもはつきりしないよう思っています。この点についてどのように考えておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○政府委員(山田馨司君) 公務員の完全週休二日制の推進につきましては、これまでもいわゆる民間準拠、社会一般の情勢に適応させるという国家公務員法の趣旨に沿いまして、民間での普及状況を人事院で調査されまして、その結果に基づいて相当多数の民間労働者の方々に普及してきていると、これは給与なんかと同じように、企業規模百人以上の民間事業所について調べておるわけでございませんけれども、従業員の割合で言いまして、五八%の労働者の方々が完全週休二日制のもとにありますけれども、公用の労働者はありますけれども、パートタイムの方も含んでいるというところで、特にサービス業とか飲食店などではそういう方が多いので、二千六十六ということになつておりますけれども、公務員の場合は、いわゆるパートタイムですね、常用の労働者はありますけれども、パートタイムの方も含んでいるということがあります。

昨年の四月時点での人事院の調査によりますと、これは給与なんかと同じように、企業規模百人以上の民間事業所について調べておるわけでございませんけれども、従業員の割合で言いまして、五八%の労働者の方々が完全週休二日制のもとにありますけれども、公用の労働者はありますけれども、パートタイムの方も含んでいるということがあります。

それでも、これは民間の場合は、いわゆるパートタイムの方も含んでいるということがあります。しかし民間の場合は、労働省の調査で二千六十六時間で二百時間くらいは中央省庁の場合は働いているんじゃないかというふうに考えております。

○田淵哲也君 週休二日制そのものは、私も民間

ただ、最近問題になつてているのは、総労働時間だということが言われておるわけなんです。特に、日本の場合は所定労働時間もそうですが、それでも、特に所定外を含めた、いわゆる残業も含めた労働時間が非常に長いということが国際的にも問題になつております。

したがって、公務員の場合、総労働時間について現状はどうなのか、あるいは週休二日制を行つことによつて、それがどのように変化するのか、その辺がもしわかつておりますとお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(山田馨司君) 国家公務員の総労働時間につきましては、国家公務員全体についての平均を公示するよつたデータがございません。問題は超過勤務時間でございますけれども、中央省庁の場合、月約二十時間前後であろうと思います。

年間に直しますと約二百五十時間前後の超過勤務時間でございます。したがいまして、所定内労働時間と合わせますと恐らく二千百時間ないし二千五百時間くらいは中央省庁の場合は働いているんじやないかというふうに考えております。

民間の場合は、労働省の調査で二千六十六時間でしたか、昨年は、という調査結果がござりますけれども、これは民間の場合は、いわゆるパートタ

イマーですね、常用の労働者はありますけれども、パートタイマーの方も含んでいるというこ

と、これは給与なんかと同じように、企業規模百

人以上の民間事業所について調べておるわけでございませんけれども、従業員の割合で言いまして、五八%の労働者の方々が完全週休二日制のもとにありますけれども、公用の労働者はありますけれども、パートタイムの方も含んでいるということがあります。

それでも、これは民間の場合は、いわゆるパート

タイマーですね、常用の労働者はありますけれども、パートタイマーの方も含んでいるというこ

と、これは給与なんかと同じように、企業規模百

人以上の民間事業所について調べておるわけでございませんけれども、従業員の割合で言いまして、五八%の労働者の方々が完全週休二日制のもとにありますけれども、公用の労働者はありますけれども、パートタイムの方も含んでいるというこ

と、これは給与なんかと同じように、企業規模百

させない、私はこの原則を堅持することは当然のことだと思います。しかしながら、これはあくまで原則であつて、やつぱり必要なところには定員をふやさなければならぬところもあるだろう

ところも出てくるような気がするわけですね。銀行の場合でも、週休二日制を日本ではなく取り入れたところですけれども、土曜休むがために、土曜日にやつておつた仕事が平日に全部回つて、非常に超過勤務時間がふえたということが報告され

ておりますけれども、それと同じような傾向がや

曜日にやつておつた仕事が平日に全部回つて、非

常に超過勤務時間がふえた

ことになります。

ただ、最近問題になつてているのは、総労働時間だということが言われておるわけなんです。特に、日本の場合は所定労働時間もそうですが、それでも、特に所定外を含めた、いわゆる残業も含めた労働時間が非常に長いということが国際的にも問題になつております。

したがつて、公務員の場合は、もう時間短縮にしておるわけですね。銀

河の場合は時間外労働時間の統計が余りないんです

けれども、私はやはり時間外の勤務時間というも

のもしっかりと把握して、そして総労働時間が減る

ことにつながつていかなくては余り意味がないん

ではないかと思います。その点はいかがでしよう

か。

○政府委員(山田馨司君) 労働時間を短縮する上

で、まず週休二日制の推進、特に完全週休二日制

の実施が基本になるということがございますが、

それと同時に、今御指摘のありました超過勤務時

間の短縮、それから年次休暇の完全消化といいま

すが、年次休暇の取得率を上げるというような形

で休日数をふやしていくと、この三つが勤務時間

短縮の三本柱でございまして、そういう点から、

今回この完全週休二日制が実現しました場合に

は、あとの二つであります超過勤務時間の短縮、

それから年次休暇の取得率の向上、こういった点

に力を入れていかなければならないというふうに

考えております。

○田淵哲也君 それから、行政サービスの低下と

行政サービスが大きく低下するという要因は余り

ないのではないかと思つております。ただ一つ、

役所へ一般の人が行く場合に、土曜日が閉まつ

ておると不便だとかそういうことは出てくるだろ

う、これは避けられないことではないかと思いま

すね。

さることなき、私はこの原則を堅持することは当然のことだと思います。しかしながら、これはあくまで原則であつて、やつぱり必要なところには定員をふやさなければならぬところもあるだろうところも出てくるような気がするわけですね。銀行の場合でも、週休二日制を日本ではなく取り入れたところですけれども、土曜休むがために、土曜日にやつておつた仕事が平日に全部回つて、非常に超過勤務時間がふえた

ことになります。

ただ、最近問題になつてているのは、総労働時間だ

だということが言われておるわけなんです。特に、日本の場合は所定労働時間もそうですが、それでも、特に所定外を含めた、いわゆる残業も含めた労働時間が非常に長い

ということが国際的にも問題になつております。

したがつて、公務員の場合は、もう時間短縮にしておるわけですね。銀

河の場合は時間外労働時間の統計が余りないんです

けれども、私はやはり時間外の勤務時間というも

のもしっかりと把握して、そして総労働時間が減る

ことにつながつていかなくては余り意味がないん

ではないかと思います。その点はいかがでしよう

か。

○政府委員(山田馨司君) 労働時間を短縮する上

で、まず週休二日制の推進、特に完全週休二日制

の実施が基本になるということがございますが、

それと同時に、今御指摘のありました超過勤務時

間の短縮、それから年次休暇の完全消化といいま

すが、年次休暇の取得率を上げるというような形

で休日数をふやしていくと、この三つが勤務時間

短縮の三本柱でございまして、そういう点から、

今回この完全週休二日制が実現しました場合に

は、あとの二つであります超過勤務時間の短縮、

それから年次休暇の取得率の向上、こういった点

に力を入れていかなければならないというふうに

考えております。

○田淵哲也君 それから、行政サービスの低下と

行政サービスが大きく低下するという要因は余り

ないのではないかと思つております。ただ一つ、

役所へ一般の人が行く場合に、土曜日が閉まつ

ておると不便だとかそういうことは出てくるだろ

う、これは避けられないことではないかと思いま

すね。

さることなき、私はこの原則を堅持することは当然のことだと思います。しかしながら、これはあくまで原則であつて、やつぱり必要なところには定員をふやさなければならぬところもあるだろう

ところも出てくるような気がするわけですね。銀

河の場合は時間外労働時間の統計が余りないんです

けれども、私はやはり時間外の勤務時間というも

のもしっかりと把握して、そして総労働時間が減る

ことにつながつていかなくては余り意味がないん

ではないかと思います。その点はいかがでしよう

か。

二

したかつて、例えば民間においても銀行はキャッシングサービスをするとかそういう方法をとっておる。現在自治体におきましては、住民票をカードで自動的に出るようなシステムを取り入れたところがある。私は、こういう点はやはりきめ細かく住民のニーズに応じて不便を、不便は全くないということはうそなんで、不便を最小限にするような方策をとつていただきたいと思ひますけれども、この点についてどのような対策を考えておらんのか、お伺いしたいと思います。

和対策の総合的な事業を進めてきたわけですが、この間、国費では実に三兆円を超える多額である地方自治体の負担分を含めると十兆円以上だろうとと言われております。同和関係人口が百十七万と  
言わせておりますから、一人当たりに実に一千万円  
程度の金が使われておるということになる。果たしてそれを見合った効果があつたと判断されてお  
るのか、お金をかけた割に効果はなかつたと思わ  
れておるのか、その辺の評価をまず聞きたいと思  
います。

（政府委員 小山弘彦君）先生おっしゃいましたように、政府は昭和四十四年以来二十三年間にわたりまして特別措置法に基づき今日まで関係諸施策を推進してまいりました。その結果、昨年十二月の地対協意見具申におきましては、「同対答申で指摘された同和地区の生活環境等の劣悪な実態は大きく改善をみ、同和地区と一般地域との格差は、全般的には相当程度は正され、また、心理的差別についてもその解消が進み、その成果は全体的には着実に進展をみていく」との評価をいたしました。

寧な、安全な、人間性に配慮した行政サービスを提供するという七つの具体的な目標を掲げまして、全省庁にわたりまして、また、地方自治体や特殊法人等にも協力を願いたしまして、全政府的にこれに取り組んで、その結果どうなつてあるかということについても毎年調査いたしまして、公表いたしております。

昭和四十四年に同和対策事業特別措置法が制定されて以来、二十三年にはわたりまして國として同様の田淵哲也君では次に、地域改善対策の関係で若干質問いたします。

この日漢哲也君の「この非物的な面」というのが私は非常に大きな問題だと思います。心理的差別といふ言葉でも言われておりますけれども、その原因は一体どういうことからくるかということを正確に把握して対策を立て、しかもこれはかなり長期にわたる対策が必要だと思いますね。したがつて、これはあと五年間延長して物的な面ではほぼ一応の目標を達成できるかもわかりませんけれども、非物的な面の解消というのはまだまだ長期間かかるのではないかと思いますが、この点どう考えておられますか。

○政府委員(小山弘彦君) 先生おっしゃいますように、物的な面を中心にこの法律によりかなり進んできましたし、それから完結いたしたいと、こういうことでござりますが、おっしゃいますよううちにその心のかかわりに関しましては、年限を切つてこれでゼロになるのかと、こういうようなことがあります。というのは非常に難しいものだと思います。しかし、やはり差別を解消していくということで、ひとつ心の面は大きな問題でござります。

したがいまして、これにつきましてはひとつ広い意味での啓発、これを一層充実するということをございます。そして、国民の一人一人が同和問題について一層理解を深めるとともに、みずから意識の意識を見詰め直すと、こういうようなことを意識していくたくことがまた大事なことではなかろうか。しかし、心に関しては現段階ではまだ十分な状況に至っていないというところに、ひとつ先生が御質問に思つておられる原因があるのではないかということも思つております。

○田淵哲也君 心の面というと、啓発活動といふうに言われやすいんですけども、私は、啓発活動というものが本当に成果を上げておるのかどうか、疑問に思つわけですね。今回の意見具申におきまして、心理的差別解消のための啓発活動を重点課題の一つとして取り上げ、改めて創意工夫を凝らしてより積極的に推進する。これはやはり今までの活動が不十分であつたということと同じ意味だと思つますね。この点についてはどう考えられますか。

それはそれでやらなきゃいけないかもしねない、しかしやっぱり時代に合った形のメディアの使い方ということもあるでしょ、それから場に応じた啓発の仕方ということもあるでしょ、やはりそういう意味で、啓発に関してもたまたまマンネリに陥りやすい要素のあるところあります。

費用対効果の測定のしにくいところでもございましてから、この時期において「改めて創意工夫を凝らして」ということで、私たちにその啓発に関する認識の仕方をもう一度原点に戻つて考えてみなさいよ、こういうふうに指摘されたものと受け取っております。

○田淵哲也君 財団法人地域改善啓発センターが、総務省の依頼で「人権と同和問題に関する意識調査」というのを昨年の三月提出をしております。これを見ますと、その中の一部に、「同和地区や同和問題周知の端緒」というところにこういうデータがあります。「家族から聞いた」、お父さん、お母さん、おじいさん、兄弟から聞いたというのが一番多くて三四・五%、「学校の授業で教わった」というのは一五・七%、テレビ、ラジオ、その他新聞等で知ったが一三・七%。やはり家族からこういう問題を聞いたというのが圧倒的に多いわけですね。家族から聞くとということは、私は家族が本当に正しい意味で知識を与えてるかどうかが非常にこれは疑問だと思いますね。むしろネガティブなイメージを与えることが多いのではないか。

それからまた、いつ知ったかというのは、「小学生の時」というのが一番多くて三三・二%。小学生というのは余り物の判断が自分ではできない年代ですから、先入観としてこれが心にこびりついてしまう。この二つを結びつけるとやっぱり啓発活動についてはまだまだ問題点多いように思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小山弘彦君 確かに、啓発につきましてはいろいろ考えなければならぬ面があると思います。一つには、国民広く一般にこの問題に関する正しい認識を持つてもらいたい、正しく自分の

中に位置づける、こういうようなことが広い意味で必要だと思います。そのほか社会とのかかわりで大人の人が、あるいは学生でもいいですけれども、社会とのかかわりというような場で接しているところで、やはり啓発ということを考えられてしかるべきだ。これは企業であれば企業におけるこの問題の認識、それから学校であれば学校で、そのほかいろんな場があると思いますが、その場に応じたこの問題への認識にかかる啓発が行われてしかるべきだと思います。しかし、この問題の認識、それから学校であれば学校で、そのほかいろんな場があると思いますが、その場に応じたこの問題への認識にかかる啓発が行われてしかるべきだと思います。

いろいろ考えるところになります。したがいまして、家庭の中で知ったのが一番多いから、誤解をするような形で教えられているんではないかというようなことを一概に決めつけるわけにもいかぬと思いますし、いろんな場をやつぱり活用してやっていくことは、これは大事にしなきやならないのじやないか。要するに、家庭の場で非常に多いということであれば、やはり家庭の場でよく大人が理解するような形の対家庭向きの啓発ということがまた必要でありましょう。そういう統計的データと申しますのは、いろいろ多い多い、こうなってきたときは、その多いところに合つたやはり啓発の仕組みというふうなことを考へるための一つのデータとして啓発をする側、あるいは行政の側が利用することもできるものである、こういうふうに思つております。

○田淵哲也君 今のデータをさらに詳細に検討してみますと、家族から聞いたと答えは年配の人多い、それから若い人では、学校から聞いた

というのが多くなつておる。ということは、この同和対策の事業を始めてから学校での啓発がふえておるということもあらわしておるわけでござります。

それほど政府を非難するあれども、問題は、さらに詳しく述べなければならぬのは、家族から聞いた人がどういう感じを持つておるか、学校から聞いた人がどういう感じを持つておるか、それをやつぱり調査するこ

とが重要ではないかと思いますね。学校から聞いた人はそういう差別観念が少なくて、家族から聞いた人は差別観念が高いことならば、やっぱり学校での啓発活動をもつともつとやすが大事でしょうし、あるいはテレビやラジオで聞いた人の受け取り方がどうか、やはりそういう細かな調査と対策とを結びついでいかないと心理的な問題はなかなか改善しないよう思います。が、いかがでしょうか。

○政府委員(小山弘彦君) おっしゃるとおりだと

思います。その辺に、「改めて創意工夫を凝らし

て」というところに、そういうデータがあれば、先

生おっしゃいますようなことで、その啓発という

ものを考え方充実させる、こう

いうことにもつながつていかなきやいけない、こ

う思います。

○田淵哲也君 それから、私は心理的な差別と物

的な問題とは決して無関係ではないと思ひます。

といいますのは、同和部落の人の昔の歴史とか、

そんなのを知つて差別をするという人は割に少

ないんじやないかと思います。よく知つている人

も少ないと思ひますけれども。むしろ現在の置か

れておる地域の生活水準とか、住宅とかあるいは

服装とか、衛生度合いとか、それからさらに学歴、

教養の問題、そういう問題の差がなくなればやつ

ぱり心理的な差別も必然的になくなつていくので

はなかろうか。

そういう意味で、物的な面の改善はかなり進ん

だわけですが、あと、これも大分改善をされつつ

ありますけれども、学歴、就学の問題ですね。高校

進学率は大分改善されております。しかし大

学の進学率は依然差が大きい。それから、高校の

進学率は改善されたにしても高校の中退率が非常

に高い。この原因はどこにあると考えております

か、お伺いしたいと思います。

○説明員(近藤信司君) お答えをいたします。

先生御指摘の進学率の格差の問題でございます

が、例えは高等学校の進学率で申し上げますと、

平成三年度で全国平均が九五・四%に対しまして

ます。

昨年の地域改善対策協議会の意見具申を踏まえ

まして、政府全体におきまして五十五事業の見直

しを行つたわけあります。そして、この高等学

校等進学奨励費補助事業につきましては当面継続

をするということで、そういう形で全体の中での

見直しが行われたと。したがいまして、今後の一

般対策への円滑な移行という観点から問題につ

きましては、引き続きまた政府全体におかれまし

て、この地対財特法の改正法案が成立をし、地域

改善対策協議会を存続するということが政府大綱

で定まつておるわけありますけれども、また

その中で協議なされていくものと承つております。

○田淵哲也君 終わります。

○委員長(梶原清君) 他に御発言もなければ、質

疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(梶原清君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梶原清君) 御異議ないと認めます。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別

措置に関する法律の一部を改正する法律案の修正

について吉川君から発言を求められておりますの

で、この際、これを許します。吉川春子君。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、地

域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措

置に関する法律の一部を改正する法律案に対し修正

案を提出いたしました。

修正案はお手元に配付されておりますが、これ

よりその趣旨について御説明申し上げます。

同和対策特別措置法以来二十三年間にわたつて

実施されてきた財政上の特別措置によつて、同和

地区の環境と同和地区住民の生活は大幅に改善さ

れ、今後は特に同和地区住民の自立並びに同和地

区内外の融合を大きく前進させることができます。

今日、重要なことは、特別対策である同和行政

を一般行政へ早期に円滑に移行するとともに、一

般行政のもとで同和地区住民の要求をいかに解決

するかが求められています。さらに乱脈、不公正、

利権あさりなど、同和行政のさまざまなもののがみを是正することが特に求められています。

今回の政府提出改正案は、最終的特別法であるなど、大枠では地域改善対策事業を一般行政に移行させる方向が示されています。

しかし、引き続き行う地域改善対策事業、いわゆる残事業の定義を一九九二年以降においても真に必要な事業などといつてあいまいにしていることや、多くの地域改善対策特例事業の一般行政への移行をそのまま五年間先送りしていること、また公正かつ民主的に事業を実施するという制度的保障が不十分であること、などを指摘せざるを得ません。

我が党は、国民的融合を進め二十一世紀まで部落差別を残さないための重要な施策として、特別対策である地域改善対策事業を一般行政へ早期に円滑に移行させ、また事業を公正かつ民主的に実施しつつ、特別対策の終結を進める立場から修正案を提出するものであります。

次に修正案の概要を申し上げます。

第一は、引き続き行う地域改善対策特定事業の定義を、一九九一年度末までに認定、着手し継続している事業に限定します。

第二は、何らかの理由でおくれているこれら事業を、確実に完了させるために法の期限を三年と限定します。

第三は、不公正、乱脈な同和事業を一掃するため、国及び地方公共団体に対して、地域改善対策特定事業は適正にして公正かつ民主的に実施すべきであることを義務づけます。

以上が我が党の修正案の提案理由とその概要であります。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますよう要望いたしまして修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(梶原清君) それでは、これより両案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、吉川君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原清君) 少数と認めます。よって、吉川君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原清君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

田村君から発言を求めておりましたので、これを許します。田村君。

○田村秀昭君 私は、ただいま可決されました地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民會議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による附帯議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

右決議する。  
以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(梶原清君) ただいま田村君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原清君) 多数と認めます。よって、田村君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、岩崎総務長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。岩崎総務長官。

○国務大臣(岩崎純三君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を踏まえて検討し、努力してまいりたいと存じます。

○委員長(梶原清君) 次に、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

○國務大臣(岩崎純三君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を踏まえて検討し、努力してまいりたいと存じます。

○委員長(梶原清君) 次に、「地域改善対策特定事業」(次項において「特別事業」という。)については第二条第三項及び

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」(以下に「地域改善対策特定事業については」を

「地域改善対策特定事業(次項において「特別事業」という。)については第二条第三項及び」に

を加え、「三項」を「二項」に改め、第三項を削り、第四項中「第二項本文」を「前項本文」に、「特別事業」を「特別事業」に改め、「で政令で定めるもの」を削り、「第三条」を「第二条第三項、第三条

等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原清君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十分散会

〔参考〕

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一、共済年金の改善に関する請願(第五一二三号)  
(第五一四号)(第五一五号)

一、元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する待遇に関する請願(第五一六号)(第五二六号)(第五四二号)

一、共済年金の改善に関する請願(第五五四三号)(第五四四号)

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
附則第一条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

3 国及び地方公共団体は、地域改善対策特定事業を適正にして公正かつ民主的に実施しなければならない。

第二条に次の一項を加える。

3 國及び地方公共団体は、地域改善対策特定事業を適正にして公正かつ民主的に実施しなければならない。

○委員長(梶原清君) ただいま田村君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原清君) 多数と認めます。よって、田村君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、岩崎総務長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。岩崎総務長官。

○國務大臣(岩崎純三君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を踏まえて検討し、努力してまいりたいと存じます。

○委員長(梶原清君) 次に、「地域改善対策特定事業」(次項において「特別事業」という。)については第二条第三項及び

「地域改善対策特定事業については」を

「地域改善対策特定事業(次項において「特別事業」という。)については第二条第三項及び」に

を加え、「三項」を「二項」に改め、第三項を削り、第四項中「第二項本文」を「前項本文」に、「特別事業」を「特別事業」に改め、「で政令で定めるもの」を削り、「第三条」を「第二条第三項、第三条

等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原清君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十分散会

〔参考〕

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

第一四六七号	平成四年二月二十八日受理	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願(第五五号)(第五五四号)(第五七四号)	未受給者に対する処遇に関する請願(第四五号)
紹介議員	吉川 春子君	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇について、兵の恩給欠格者と同様の措置を採られたい。	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇について、兵の恩給欠格者と同様の措置を採られたい。
紹介議員	佐藤小枝子 外五名	理由	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇について、兵の恩給欠格者と同様の措置を採られたい。
第六 佐藤小枝子 外五名	六 佐藤小枝子 外五名	理由	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇について、兵の恩給欠格者と同様の措置を採られたい。
第一四七五号	平成四年二月二十八日受理	共済年金の改善に関する請願	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	森山 真弓君	請願者	横浜市栄区上郷町一、七〇六二ノ一
第一四七六号	平成四年二月二十八日受理	共済年金の改善に関する請願(七通)	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	川原新次郎君	請願者	鹿児島県指宿市湊一ノ五二二
西之宮薫 外千三百六十三名	西之宮薫 外千三百六十三名	請願者	鹿児島県指宿市湊一ノ五二二
第一四七七号	平成四年二月二十八日受理	共済年金の改善に関する請願	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	重富吉之助君	請願者	福岡市東区香椎三ノ九十九 井上昇 外千百七十九名
第一四九七号	平成四年三月二日受理	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	小川 仁一君	請願者	鹿児島県出水市文化町二三七 尾一男 外七千六百七十七名
第一五〇一號	平成四年三月二日受理	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	吉 外四千六百六十三名	請願者	鹿児島市加治屋町三ノ二 寺瀬愛
第一五二号	平成四年三月二日受理	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願(五通)	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	井上 吉夫君	請願者	鹿児島市野田屋町一ノ四ノ七 中島光江 外六名
第一五三号	平成四年三月二日受理	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	ヨシ 外五名	請願者	岩手県花巻市松園町四九五 小澤ヨシ
第一五四号	平成四年三月二日受理	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願(五通)	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	小川 春子君	請願者	岡山市野田屋町一ノ四ノ七 中島光江 外六名
第一五五号	平成四年三月二日受理	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	守住 有信君	請願者	広島県神石郡三和町階見一三七 藤岡ヨシイ 外二十三名
第一五六号	平成四年三月二日受理	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願(五通)	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	合馬 敬君	請願者	熊本県菊池郡泗水町菅畠一、五八二一 小川武 外百七十九名
第一五七号	平成四年三月二日受理	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	森山 真弓君	請願者	北九州市小倉南区城野三ノ一三ノ二一 小川武 外百七十九名
第一五八号	平成四年三月二日受理	元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願	この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。
紹介議員	大内義夫	請願者	福岡市水ヶ江二ノ六二七 吉村又男 外九百二十名

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

正第五四五号

平成四年三月三日受理

元日赤及び元陸海軍從軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願

請願者 京都府八幡市西山丸尾一ノ八 太田キクエ 外三十一名

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

紹介議員 永野 茂門君

第五五四号 平成四年三月四日受理

元日赤及び元陸海軍從軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願

請願者 山梨県東八代郡一宮町国分六三 石原美枝子 外六名

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第五五四号 平成四年三月五日受理

元日赤及び元陸海軍從軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願

請願者 岩手県水沢市東中通り一ノ五ノ一 六 高橋カツ 外五名

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

紹介議員 小川 仁一君

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案

(施行期日)

(一)一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正

和二十五年法律第九十五号の一部を次のよう

に改正する。

第十四条第三項中「週休土曜日（毎月の第二

土曜日及び第四土曜日並びに人事院規則の定め

るところによりこれらの土曜日と合わせて毎四週

間につき一となるように各庁の長が職員ごとに

指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。

以下同じ。」を「土曜日」に改め、「週休土曜日

のある週にあつては」及び「それ以外の週にあ

つては月曜日から土曜日までの六日間」を削り、

同条第四項本文中「変更し」を「変更して」に改

め、「ある日に」の下に「割り振り、又は当該期

間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時

間（同項本文の規定により勤務時間が割り振ら

れた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時

間として人事院規則で定める勤務時間をいう。

以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをや

めて当該半日勤務時間を当該勤務することを命

ずる必要がある日に」を加え、同項ただし書き

削る。

第十九条の二第一項中「土曜日又はこれに相

当する日」を「執務が行われる時間が執務が通

常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する

時間である日で人事院規則で定めるもの」に改

める。

第二十二条第一項中「三万二千七百円」を「三

万五千八百円」に改める。

(行政機関の休日に関する法律の一部改正)

第一条第一項第一号中「並びに毎月の第二土

曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改め

る。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

四年法律第二百五十二号の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三万一千七百円」を「三万五千八百円」に、「五万八千九百円」を「六万四千五百円」に改める。

第九条中「三万一千七百円」を「三万五千八百円」に改める。

第五百四号 平成四年三月五日受理

元日赤及び元陸海軍從軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願

請願者 山梨県甲府市東光寺二ノ一三ノ三 塩谷米子 外三十三名

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

紹介議員 純村 修君

第五八七号 平成四年三月六日受理

元日赤及び元陸海軍從軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願

請願者 山川県河北郡津幡町字庄ウノ四三

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

紹介議員 阿川 正敏君

第五九七号 平成四年三月六日受理

元日赤及び元陸海軍從軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願

請願者 山梨県甲府市東光寺二ノ一三ノ三 平賀辰江 外三名

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

紹介議員 純村 修君

第五九七号 平成四年三月六日受理

元日赤及び元陸海軍從軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願

請願者 山梨県甲府市東光寺二ノ一三ノ三

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

紹介議員 純村 修君

第五九七号 平成四年三月六日受理

う。)の規定による退職手当の額が、前項の規定による改正後の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで又は昭和三十四年法律第六十四条等附則若しくは昭和四十八年法律第三十号附則による改正後の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで又は昭和三十四年法律第六十四条

の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

号附則若しくは昭和四十八年法律第三十号附則による改正後の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで又は昭和三十四年法律第六十四条等附則若しくは昭和四十八年法律第三十号附則による改正後の国家公務員退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

第六五五号 平成四年三月十日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 栃木市入舟町二ノ三 茅島誠一

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六六三号 平成四年三月十一日受理

元日赤及び元陸海軍從軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願

請願者 岩手県一関市山田字沢内七五ノ一 小野寺タミ子 外五名

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第六六四号 平成四年三月十一日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 福岡県宗像市土穴八三ノ二 滝口 達夫 外三百九十四名

紹介議員 重富吉之助君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六七七号 平成四年三月十二日受理

元日赤及び元陸海軍從軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願

請願者 川崎市川崎区渡田向町一四ノ四 勝又としみ 外六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

案(予備審査のための付託は二月十八日)

一、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十八日)

第二号中訂正

ページ 段行 原文 訂正文

九 三 からり 設けることまで  
一 一 からり を禁ずることまで  
四 四 はなくして 設けることを禁  
てするものであつてするものであつて

第二号中訂正

ページ 段行 誤 正

一四 三 からり 設けることまで  
一八 岩崎淳三君 岩崎純三君

平成四年四月十五日印刷

平成四年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局